

平成 2 4 年五條市議会第 1 回 3 月定例会（第 3 号）

日 時 平成 2 4 年 3 月 9 日（金） 午前 1 0 時 開議

議事日程

第 1 一般質問

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
1	大 谷 龍 雄	1 五條市大塔町の災害復旧・復興計画と防災計画について (1) 地域住民の要望に基づく引き続く救援活動について (2) 被災地域の復旧工事及び危険箇所の調査と地質調査について (3) 雨量、ダムの放流、風力及び地震等を事前に把握する体制について (4) 大塔町及び関係機関への情報伝達体制の強化について (5) 迅速・丁寧な避難勧告及び避難指示の発令について (6) 豪雨等の原因と指摘されている地球温暖化対策について 2 森林売買の事前届出制を目的とする水源地保全条例制定の実現に向けた県への要請について 3 学習指導要領に基づく中学校の体育に関する武道の安全性と保護者負担の軽減について 4 新南和公立病院を想定した五條市地域公共交通の計画について	市長・部長 部長 市長・部長 市長・部長

第 二	報第	一 号	平成二十四年度五條市土地開発公社の事業計画、予算及び資金計画の報告について
第 三	報第	二 号	平成二十四年度財団法人大塔ふる里センターの事業計画及び予算の報告について
第 四	議第	二 号	五條市暴力団排除条例の制定について
第 五	議第	三 号	五條市暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
第 六	議第	四 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について
第 七	議第	五 号	五條市税条例の一部改正について
第 八	議第	六 号	半島振興対策実施地域指定等に係る市税の特別措置条例及び五條市企業立地の促進等に係る市税の特別措置条例の一部改正について
第 九	議第	七 号	五條市立公民館条例の一部改正について
第 十	議第	八 号	市立五條文化博物館条例の一部改正について
第 十一	議第	十 号	五條市立居宅介護支援事業所条例の一部改正について
第 十二	議第	十二 号	五條市立大塔診療所条例の一部改正について
第 十三	議第	十三 号	五條市営住宅条例の一部改正について
第 十四	議第	十四 号	五條市消防事務に関する手数料条例の一部改正について
第 十五	議第	十五 号	五條市火災予防条例の一部改正について
第 十六	議第	十六 号	五條市西吉野交流促進センターに係る指定管理者の指定について
第 十七	議第	十七 号	五條市阿田峯公園に係る指定管理者の指定について
第 十八	議第	十八 号	平成二十三年五條市一般会計補正予算（第七号）議定について
第 十九	議第	十九 号	平成二十三年五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）議定について
第 二十	議第	二十 号	平成二十三年五條市簡易水道特別会計補正予算（第三号）議定について
第二十一	議第二十一号		平成二十三年五條市下水道事業特別会計補正予算（第二号）議定について
第二十二	議第二十二号		平成二十三年五條市介護保険特別会計補正予算（第二号）議定について
第二十三	議第二十三号		平成二十三年五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第二号）議定について

第二十四 議第二十四号 平成二十三年度五條市水道事業会計補正予算（第二号）議定について
第二十五 議第二十五号 平成二十四年度五條市一般会計予算議定について

議第二十六号 平成二十四年度五條市国民健康保険特別会計予算議定について

議第二十七号 平成二十四年度五條市簡易水道特別会計予算議定について

議第二十八号 平成二十四年度五條市下水道事業特別会計予算議定について

議第二十九号 平成二十四年度五條市墓地事業特別会計予算議定について

議第三十号 平成二十四年度五條市介護保険特別会計予算議定について

議第三十一号 平成二十四年度五條市大塔診療所特別会計予算議定について

議第三十二号 平成二十四年度五條市農業集落排水事業特別会計予算議定について

議第三十三号 平成二十四年度五條市後期高齢者医療特別会計予算議定について

議第三十四号 平成二十四年度五條市水道事業会計予算議定について

第二十六 議第九号 五條市乳幼児医療費助成条例の一部改正について

第二十七 議第十一号 五條市介護保険条例の一部改正について

第二十八 選第一号 南和広域医療組合の議会の議員の選挙について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（十三名）

一番	福	山	吉	堀	四番
二番	塚	口	田	川	
三番			雅	浩	
四番	実	司	範	美	

欠席議員（一名）

市長	六番	川	村	家	廣
副市長	七番	藤	富	美	子
教育長	八番	池	上	輝	恵
市長公室長	九番	益	田	吉	博
総務部長	十番	山	田	澄	雄
都市整備部長	十一番	峯	林	宏	政
生活産業部長	十二番	花	谷	昭	典
健康福祉部長	十四番	大	谷	龍	雄
上下水道部長	十五番	田	原	清	孝
消防長	十三番	土	井	康	嗣
		太	田	好	紀
		丸	谷	昭	典
		堀	内	伸	起
		吉	田	辰	雄
		下	村	洋	次
		森	本	元	三
		櫻	井	敬	三
		森	本	敏	弘
		辻	本	衡	司
		窪		佳	秀

事務局職員出席者

教育部長	榎	成
会計管理者	町	正
西吉野支所長	小	美
大塔支所長	山	善
監理管財課長	新	健
企画財政課長	福	勝
秘書課長	菊	眞
庶務課長	上	孝
	谷	男
	塚	彦
	井	夫
	田	久
	窪	男
	口	治
	内	吉

事務局長	乾	
事務局係長	笹	
事務局主任	馬	
速記者	柳	
	ヶ	
	瀬	
	場	
	谷	
	由	
	美	
	子	
	美	
	豊	
	旬	

午前十時一分再開

○議長（益田吉博）ただいまから昨日の延会前に引き続き本会議を再開いたします。

土井康嗣議員から欠席届が出ております。

○議長（益田吉博）ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（益田吉博）本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（益田吉博） 日程第一、一般質問を行います。

この際申し上げます。質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確に願います。

一般質問は申合せのとおり、全て質問席から一問一答方式により行うことといたします。

なお、理事者側の答弁は全て自席からいたしますので、本趣旨を御理解いただき、議会運営に御協力くださいますようお願いいたします。

また、一般質問の時間は質問と答弁を含めて九十分以内といたします。

理事者側各位にも御協力をお願いいたします。

十四番大谷龍雄議員の質問を許します。十四番大谷龍雄議員。

〔十四番 大谷龍雄質問席へ〕

○十四番（大谷龍雄） それでは議長の発言許可をいただきましたので、通告順に基づきまして一般質問をさせていただきます。

大きな一番、五條市大塔町の災害復旧・復興計画と防災計画についてでございます。

その一つとして、地域住民の要望に基づく引き続き救援活動について。二つ目として、被災地域の復旧工事及び危険箇所調査と地質調査について。

その三、雨量、ダムの放流、風力及び地震等を事前に把握する体制について。四、大塔町及び関係機関への情報伝達体制の強化について。五、迅速・

丁寧な避難勧告及び避難指示の発令について。六、豪雨等の原因と指摘されている地球温暖化対策について。

大きな二番、森林売買の事前届出制を目的とする水源地保全条例制定の実現に向けた県への要請について。

大きな三、学習指導要領に基づく中学校の体育に関する武道の安全性と保護者負担の軽減について。

大きな四、新南和公立病院を想定した五條市地域公共交通の計画について、質問をさせていただきます。

まず、初めに大きな一、五條市大塔町の災害復旧・復興計画と防災計画についてでございますけれども、御存じのように、このたび大塔町の皆さん方は大変大きな被害を受けられたわけでございます。そしてこの間、行政の責任と関係者の皆さん方の御支援によりまして、避難生活を頑張り抜かれまして、やっと少し落ち着く仮設住宅への住まいに移られているわけでありますけれども、行政といたしまして、この間大塔町の皆さん方に、これらの復旧・復興計画を作る上におけるアンケート調査を実施されて、そして議会に大塔町の復旧・復興計画案を提出されているわけでございますけれども、私といたしても、大塔町のこれからの復旧・復興計画に当たって、また防災計画についての気付いた点について質問をさせていただきますというふうに思います。

まず（一）地域住民の要望に基づく引き続き救援活動についてでございます。

御存じのように、この間実施していただいたアンケート調査では、広範囲にわたってのアンケートをしていただいておりますけれども、しかし、アンケートではお聞きすることのできない皆さん方の御要望・意見というものはまだまだあります。

この間の一つの起こったことを申し上げますと、今年の冬は大変寒い冬で、大塔町の天辻で氷点下八度という日がありました。そのときは、天辻道の駅の横の仮設住宅の水道も凍って、道の駅の便所も凍って、使えないという状況になって、大塔支所から水道水を運んで天辻道の駅の仮設の皆さん方に使っていただいたということも起こりました。

また今回の奈良県が実施したアンケート調査の中で、起こったことは、お年寄りの皆さん方のトイレの高さが非常に高いために用を足せないということで、個人的にトイレの床を上げてそしてお年寄りが使いやすくなったということも言われております。

そのほか、市の実施したアンケート調査の中でも、買物につきましては、やはり遠いところまで買いに行っているという状況も現れているわけであります。

したがって、引き続き大塔町の皆さん、全体の御要望はもちろんのこと、特に仮設住宅で住んでおられる皆さん方の要望を市の行政の責任として、また関係団体、役員の皆さん方の力もお借りして、引き続き要望を聴かせていただく態勢を続けて、その要望にお応えしていく、このことが大切ではないかというふうに思います。

東日本大震災の関連の仮設住宅では、お年寄りの一人暮らしの方がこの間十数名亡くなっているということが今日のニュースでも報道されておりますので、その辺の励まし合い、目配りの体制も五條市としても必要ではないかと思っておりますけれども、まずこの点について行政、理事者の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（益田吉博） 吉田市長公室長。

○市長公室長（吉田辰雄） 十四番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

大塔町災害復旧・復興計画の策定に当たりましては、御案内のとおりアンケート調査を実施して市民の要望等潜在的に調査を行い、その回答に基づき方向性を見極めてまいりました。

さらに、先般三月三日には大塔町全市民を対象といたしました、当該計画案の説明会も実施させていただいたところでございます。

今後におきましても、要望等の動向につきましては、自治会長さん、また仮設住宅の世話役の方などを通じて決め細かな対応を行ってまいりたいと考えております。

さらに、その内容によりましては、県等関係機関と連携の下、対応してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十四番」の声あり）

○議長（益田吉博）十四番大谷議員。

○十四番（大谷龍雄）ひとつよろしくお願いしておきたいと思います。

それでは（二）被災地域の復旧工事及び危険箇所調査と地質調査についてでございます。

もう御存じのように、この間の災害で公共施設、道路、その他、大変な被害を受けております。御存じのように、国道関係では一六八号、県道では四箇所、市道では六箇所、またこれ以外にも道路関係はたくさん被害を受けました。

また土砂災害に伴う山腹崩壊、河道閉塞等々につきましては、辻堂の鍛冶屋谷、辻堂の柳谷地区ですね、そして赤谷地区、宇井地区、そして惣谷地区の地滑りと、大きなものだけでもこれだけあるわけでありますけれども、こういった復旧工事につきましては、大きなところは国・県そして市でやれるところは市でということに責任を分担して進められると思うのですけれども、そういう復旧工事と併せて当然工事に伴う地質調査というものがやられますから、だからそういう地質調査のデータはちゃんと五條市としても、もらっておくということと同時に、その大塔町の地域内における危険箇所を全て地質調査してもらおうという、県・国への要望が大切ではないかなというふうに思います。

公共道路・橋・河川の公共土木災害では、奈良県全体が四百二十九箇所というふうに二月二日の新聞では発表されておりますけれども、この中で五條市として全体でどれくらいの数になるのか、地域名は結構ですから、数を、箇所を答弁いただけますか。

それと、土砂災害、山腹崩落というような大きな災害を今明らかにしましたけれども、県の発表では昨年の十一月一日の新聞では奈良県全体で百八十箇所の土砂災害、山腹崩落が起ったというように発表されておりますけれども、この百八十箇所の中で、五條市は何箇所あるのか。これをつかんでおったら明らかにしていただきたいというふうに思います。

そして、この地質調査、危険箇所の調査ということは、この間のアンケートやこの前やられました復興計画の説明会の中でも、昨日の議員の質問でも明らかにされましたように、大塔中学校の合併問題への質問、ダム放流の質問、大塔町でこれから住めるのかという質問等々のことを出されておるわけですから、やはりこれから大塔町の中で住んでいただくためにはどういう地域で住んでいただけるのか、どの地域が危険なのかという行政としての調査もしていかなければいけないわけですから、その辺のことを考えますと、この調査というものは非常に大事ではないかなというふうに思います。そして、大きなひびの入った箇所とか崩落箇所につきましては、その状況を早くキャッチできるように、地滑りの状況を早くつかむ方法として、県は大規模土砂災害の監視警戒避難システムの確立というように言われていますね。これは既に大塔町でも以前から県がやってくれています。例えば、

五十七年災害でしたか、はっきり忘れなければ、大塔町で県が地滑りの測量をしておった場所が崩れて、その崩れる模様がテレビで映りましたね、だからあのときは地滑りの今申し上げました土砂災害の監視警戒避難システムは県がやっておりますから、あの山崩れによつての人的な災害はなかったわけです。

そして同時に今回の災害の中でも、地滑りの監視体制をとっていたところもありますね。そして少しずつですが、地滑りが起こっているという地域もこの間テレビでも放送されましたけれども、飛養曾ですか、引土、飛養曾この部分で少しづつ地滑りが起こっているということで、ここは避難指示区域になっていますけれども、そういう危険箇所には大規模災害の監視警戒避難システムをやはりこれから設置して、そしてその状況をつかみながらこれからの大塔の皆さん方の住んでいただく復旧・復興計画を作っていた必要があるのではないかなというふうに思います。

だから今、そういう重要性から質問させていただくわけですが、この点について答弁をいただきたいと思います。

○議長（益田吉博） 森本都市整備部長。

○都市整備部長（森本元三） おはようございます。

ただいまの大谷議員の質問、一の（一）被災地域の復旧工事及び危険箇所の調査と地質調査につきましてお答え申し上げます。

先に地質調査につきまして、お答えさせていただきます。

被災地域の復旧工事につきましては、直轄工事、県土木事務所、南部農林振興事務所等で施工され、道路・河川・砂防工事・治山工事等と連携を取りながら市の管理する道路など、災害に強いインフラ復旧を実施しておるところでございます。

議員に提起していただきました危険箇所の調査及び地質調査につきましては、奈良県紀伊半島大被害復旧・復興推進本部による復旧・復興の基本的な考え方の中で、安心・安全への備えとして、監視・警戒・避難のシステム作りの検討会や深層崩壊のメカニズム解明と対策の研究をする研究会が、奈良県と国が連携し、全国に先駆け立ち上げられました。

取組といたしましては、多発した土砂ダム、大規模崩壊等の状況把握、モデル的な箇所につきましては、崩壊現象や降雨、水位の時間変化などにつき、箇所ごとの聞き取り調査や写真等のデータ収集などを行い、専門家の分析や現地の調査を実施し、関係機関が連携し今後起こり得る災害に備えるため危険箇所の判定と対策の研究を推進するものであります。

五條市といたしても、これからの検討会や研究会にて、調査分析されました情報を基に、よりきめ細かい地域の現状把握に取り組んでまいりたいと考えております。

そして質問の途中にありました大まかな工事箇所の把握ですが、今国道というところで被災しておりますのが三箇所でございます。県道では

十一箇所、県管理河川では七箇所そして砂防工事といたしまして県の方で二箇所対応していただいております。

続きまして、市道につきましては六箇所、市の管理する橋につきましては二箇所、市の管理する川につきましては一箇所、以上、答弁とさせていただきます。（「十四番」の声あり）

○議長（益田吉博）十四番大谷議員。

○十四番（大谷龍雄）答弁いただいたようにひとつ頑張っていたきたい。どうしても大塔町の皆さん方のアンケートでは、約半分の方が大塔町に戻って住みたいという回答が寄せられているわけでありますから、そのためにも、今申し上げました地質調査、危険箇所の調査で復旧工事完了後であつてもまだまだ安心はできませんので、ちゃんと行政として危険箇所をつかんでいただいて、危険箇所につきましては、先ほど申し上げましたような地滑り等を中心とした観測態勢をとって、その上での大塔町の復旧・復興計画を立てていただくのが必要ではないかと思しますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

次、（三）雨量、ダムの放流、風力及び地震等を事前に把握する体制についてでございます。

もう御存じのように、今回の豪雨は大塔町にも大変な豪雨があつたわけでありますけれども、この間の雨量を明らかにしますと、大塔町で九八九ミリ、降り始めから四日の午前三時まで、約一、〇〇〇ミリが降っているわけです。西吉野で約五〇〇、五條市の今井で二五〇、だからやはり五條市内の大塔町は何ミリ、西吉野は何ミリ、旧五條市は何ミリということを五條市内の雨量も風力もつかまなければいけませんけれども、御存じのように、今回の大塔町の災害は、その上流の天川の大峰山系に降った豪雨が原因で熊野川が大変な増水をして、その関連でダムの緊急放流ということも加わつて大変な被害が起こっているわけでありますから、だから五條市内の雨量・風力、そして五條市の上流の雨量・風力、この全体をいつもつかんでおかなければ、適切な迅速、丁寧な避難指示・避難勧告、そして危険箇所の指定というものを出す上においても五條市中心、そして上流の雨量・風力を的確につかむ体制が求められるというふうに思うのですね。

ところが、この間何遍も明らかにしておりますように、この五條市中心部と周辺上流の雨量をつかもうと思えば、五條土木で西吉野と大塔くらいがわかる程度です。国交省では、川上への波、上北山村の大台が国交省ですね。奈良気象台は天川村、十津川村を担当していますね。野迫川は五條土木ですけれども、こういうふうに五條市内の状況と上流の状況をつかもうと思えば、五條土木、国交省、奈良気象台の観測データを全部つかまないとにはつかめないのですね。だからこれだけの豪雨で大きな被害を受けたわけですから、今度は万全の体制をとると、いちいちこつちから電話やファックスで聞いているようでは迅速・丁寧な避難指示・避難勧告が出せませんからね。この体制がどうしても求められると思います。

新しい消防署も建設予定でございますし、防災対策会議の建物は利用しようと思えばまたこれからできてくるわけでありますから、その辺の体制を

早くとっていくということが大事だと思いますけれども、この点についてはいかがでございますか。

○議長（益田吉博） 吉田市長公室長。

○市長公室長（吉田辰雄） 十四番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

災害に関するいろいろな情報収集につきましては、災害対策を行う上で判断する重要な材料になることは、十分認識をいたしておるところでございます。

現在の状況を申し上げますと、市の危機管理課内には奈良県防災行政無線システムにより県や国の防災関係機関とネットワーク化された通信システムがございまして、あらゆる情報が入手できる仕組みとなっておりますのでございます。

通信につきましては、通信衛星を経由し、あるいは金剛山にあります無線中継所を介しての回線を構築いたしております、停電のときにおきましても、機能する仕組みとなっております。

そこで集められた情報は、災害対策を行う上での重要な判断材料として活用しているところでございます。

そのような現状ではありますが、今後におきましても常に技術革新等を踏まえシステム更新を行うなど状況を把握するための情報収集体制を関係機関と連携強化してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十四番」の声あり）

○議長（益田吉博） 十四番大谷議員。

○十四番（大谷龍雄） これだけの大きな災害を経験したわけですから、万全の体制を早急に整えていただくというところでお願いしたいと思います。

それから次に（四）大塔町及び関係機関への情報伝達体制の強化ですね、今回の大きな災害の救助、救援活動の中で体験しておりますので、私から申し上げる必要はないわけでありますけれども、災害発生時、電気が止まる。電話も止まる。そして普通の携帯も通じないということで、大塔町の知り合い、親戚に確認をとろうと思ってもなかなか通じなかったですね。ところが消防署と大塔支所が持っておった衛星の防災無線、これは通じたということですね。だから、今後の復旧・復興対策の中では、やはり電気が切れても連絡の取れるように衛星電話、衛星携帯、衛星テレビという、この導入をまず公共施設から取り入れると、そしてやっぱり高くつきますから、補助金を考えて大塔町の皆さん、またその周辺の西吉野とか旧五條市でも危険なところがありますから、やはり一般の皆さん方にも啓発していくという、この体制が今から検討される、このことが必要ではないかなというふうに思います。

もう御存じのように、携帯でも今回は通じなかったのですけれども、大塔町の携帯の基地局は電気を必要とする基地局だったわけですね。だから電

気が止まったから携帯も通じなかったのですけれども、衛星携帯の場合は通じることですから、だから今申し上げたわけですけれどもね、この体制を、復旧工事をして元の電気、電話、携帯が通じるように進めていっている中ですけれども、新たにこの衛星を利用したこういう連絡システムにするにはお金が掛かりますから、これは大変ですけれども、しかし責任ある消防署、市役所本庁、支所というこういう公共施設は、お金は掛かっても衛星利用をした伝達方法を取り入れるべきではないかというふうに思いますけれども、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（益田吉博） 吉田公室長。

○市長公室長（吉田辰雄） 十四番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

昨年の台風十二号により甚大な被害を受けました五條市大塔町にありましては、御案内のとおり防災行政無線の同報系により入手いたしました情報をいち早く伝達いたしておるところでございます。

具体的には、屋外にいる住民に対しては各集落に設置しております外部スピーカーにより広報いたしております。屋内の住民につきましては、各戸、おうちの中に設置しております戸別受信機により、気象、ダムの放水情報等をいち早く伝達しておるところでございます。

さらに、重要な避難に関する情報につきましては、広報車を使用し、積載スピーカーによりきめ細やかな情報伝達活動を行ってまいったところでございます。

今後は、ケーブルテレビの自治体放送を活用するなどの関係機関との更なる連携を深めまして、最新情報の入手、そして迅速・的確な情報伝達の強化に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十四番」の声あり）

○議長（益田吉博） 十四番大谷議員。

○十四番（大谷龍雄） ひとつ頑張っていたかと思いますが。

しかし、この点でもう一度具体的に申し上げますと、今大塔町の皆さん方には防災無線ですか、それが各戸に取り付けられておる、それを今回は活用して連絡したというふうに答弁があったのですけれども、これはこれでいいです。ところがこの大塔町の各家庭にある防災無線は役所からの一方通行だけで、皆さん方から役所への連絡はできないのですね。だからその補いを自治会に活用のできる無線を設置して、自治会長さんから大塔支所へいろいろ連絡を受けたということですからいいけれども、この前みたいないない災害になったら、電気は切れ、電話は切れですからね、篠原や惣谷の皆さん方の自治会長さん宅に連絡するには歩いていかなければならないわけですね。それが、あれだけ篠原や惣谷の広い面積で皆さんが住まいをされておったら、そう簡単に厳しい雨、風のときは自治会長さん宅まではすぐには行けませんからね。だから一定期間は困ったということです。だからひ

とつ各家庭に配置されている防災無線もできれば研究して、双方向で連絡が取りあえるものはないか、それを検討されるべきだというふうに思います。以上、再度申し上げたいと思います。

次にいきます。

(五) 迅速・丁寧な避難勧告及び避難指示の発令についてという点でございませうけれども、今回の災害では避難指示・避難勧告もしていただいております。しかしこの資料で見ますと、やはり避難指示・避難勧告の日にもやはり大分……、最高の雨や川の増水の後で避難指示・避難勧告されているところがほとんどなんですね。ただ清水地区と赤谷地区は九月三日の二十二時にされておりませう。この二つの地区は。だからこれは崩れる前に多分されたのだと思います。こういう清水、赤谷地区で今回行ったこういう迅速・丁寧な指示・勧告を今後は全ての地区に、これは大塔だけではないに、大きな雨・風の場合は近くの西吉野、また旧五條市の山間部の皆さん方にも避難指示・避難勧告を出さなければいけませんから、これはもう大塔町だけやなしに五條市全体のことにも共通するわけですけれども、こういう迅速・丁寧な避難指示・避難勧告と同時に、避難指示・避難勧告を出す以上は、避難所はここことを準備していますという、これをセットで勧告を出さないことには、皆さんどこに行っていいたか分かりませんからね。

そして今回の東日本、大塔の災害の避難者の皆さん方の命、健康を守るためには、やはり教訓として明らかにしたのは、避難所には熱いお茶やコーヒーくらい飲める炊事場の態勢、そしてすぐに暖房や、その態勢がとれなくても暖かく休んでいただける寝袋とか、そして毛布、そういったこともやっぱり重要な避難所にはしよっちゅう備え付けておくと、もちろん防災倉庫に入れております緊急時の食料等もそれは必要です。こういうふうに完備された避難所をつくって、避難指示・避難勧告の行うときには、同時に避難所の案内もすると、これが今回の東日本、大塔町の災害から明らかにしたのではないかなというふうに思うわけでありませうけれども、この点について答弁をお願いしたいと思います。

○議長（益田吉博） 吉田公室長。

○市長公室長（吉田辰雄） 十四番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

避難勧告・避難指示という内容を市民の皆様に伝達する場合におきましては、当然差し迫った状況が予想されるものでございませう。この場合、雨量・ダム放水量などの情報も併せて伝えることが、避難を促す重要な事柄になると考えているところでございませう。

また、避難所の位置も伝えることが大切であるというふうに考えております。

今回の台風十二号災害では、最終的に星のくにが避難所として長く使われたところでございませうけれども、今後災害の規模によっては、大塔町外への避難も必要になるという場合も想定して、西吉野町あるいは旧五條市内への避難も検討してまいりたいと考えており、今後見直しを考えております地域防災計画の改訂におきまして、反映させていきたいというふうに考えております。

また、避難勧告・避難指示の伝達につきましても、迅速・丁寧な観点から検証を行いまして、反映させていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十四番」の声あり）

○議長（益田吉博）十四番大谷議員。

○十四番（大谷龍雄）ひとつよろしくお願いします。

（六）豪雨等の原因と指摘されている地球温暖化対策でございます。

御存じのように、今回の災害の一番の原因は豪雨、これにあったわけです。その豪雨の状況はどうだったかということを御存じだと思いますけれども、もう一度明らかにしておきます。

一番たくさん降った上北山村の太台、これが国交省の測量ですけれども、二、二九三ミリ、約二、三〇〇ミリ、総雨量で降っているわけです。これは日本の観測至上最高と言われているわけです。最高です。そして大塔町は先ほど申し上げましたように約九八九の約一、〇〇〇ミリ、西吉野は四五〇、それと吉野川の上流のもう一つ川上では一、二三六、天川村では一、〇四〇、十津川村では一、三五八、野迫川で九五〇と、こういうふうに日本の観測至上最高の雨が降ったわけであります。だから今回の災害を経験した五條市としては、一番の災害の原因である豪雨を減らしていくという、この取組にも腰を据えなければいけないのではないかと思います。

この今回のような豪雨を発生させている原因がどこにあるのかということになりますと、これは、私は個人的にはわかりませんから、各専門家の見解を明らかにしておきます。もう一度ね。各専門家の一人として、東京大学の木本昌秀教授は、地球温暖化は確実に進行しておりますと、そして地球温暖化になれば、気温が上昇します。気温が上昇しますと、大気中の水蒸気の量も増えます。水蒸気の量が増えますと、台風の原因になるということです。だから今回は、やはりこの地球温暖化のことも大きく原因の一つというふうに捉えられるのではないかなというふうに思います。だから、我が五條市も温暖化の防止対策に頑張っていかなければならないと思いますけれども、もう一つ、そして今年の冬の豪雪ですね、この豪雪の原因はどこにあったのかということで、専門家が言っているところを紹介しておきますと、これも地球温暖化も関係していると言われておるわけですね。海洋研究開発機構の猪上 淳主任研究員は、温暖化に伴う北極の、海の氷ですね、海水現象が寒気をもたらす原因になっていると、その寒気によって今回の豪雪、そして大変な気温の低下ということも原因していると言われておるわけですね。だから九月の豪雨も、この冬の豪雪も専門家の中では元々の原因は地球温暖化も関係していると、こう指摘しているわけですね。だから地球温暖化は日本と世界の責任に関わりますけれども、大きな被害を受けた五條市としては、地球温暖化をなくすために頑張ると、その具体的な取組としては、我が五條市で設置している公共施設とか現在みどり園ごみ焼却場があります。今度の方角について御所の方角ということになっておりますけれども、まずやっぱりごみ焼却場からは、温暖化の原因であります二酸化

炭素を出さないような焼却場を、今後も造っていくということが求められると思いますし、同時に各家庭に太陽の熱や光、風力、そして気温等々の再生可能エネルギーを利用した発電に啓発を行って、各家庭にも援助金を出していくというようなこの方向に取り組まなければならないのではないかと
いうふうに思います。

再生可能エネルギーの一つでもあります太陽光発電、この取組は、昨日、今日のテレビ、新聞を見ていると急速に進んでいますね。例えば昨日、今日の新聞、テレビを見ますと、ソフトバンクは大きな太陽光発電の発電所を造ると、シャープも造ると、近鉄も造ると、昨日、今日のテレビ、新聞では急速にそれが発表されています。これは国会で通りました再生可能エネルギーで発電した電気を義務的に今年の七月から電気メーカーが買い取らなければならぬということが義務付けられておるわけですね。だから少々お金が掛かっても発電した電気は全部電気会社がい取ってもらえますからね、この見通しがありますからね、今申し上げましたように、財政力のある大手メーカーは一斉にこの七月に向けて太陽光発電、発電所を計画しているということです。

大塔町も先ほどありましたけれども、自然環境の恵まれたところです。例えばあちこちに小さい川、中の河川いろいろありますから、これを増水して小水力の発電所もできますし、また高野辻ヘリポート辺りでは山の尾根を道が通っていますから、風力発電もいけるのではないかなと思いますけれども、これからの大塔町の復旧・復興計画の中でも大塔町の自然環境を生かしたお金もうけのことも検討されるべきではないかというふうに思います。
この点について、ひとつ答弁いただきたいと思います。

○議長（益田吉博） 櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三） 十四番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

地球温暖化防止対策につきましては、京都議定書に掲げられています森林吸収源対策としてCO₂の削減、風力発電や太陽光発電の普及、化石燃料の削減など温室効果ガスの排出削減に取り組む対策であります。

市はこのような取組に対しまして、今後も引き続き間伐の実施を行うなど、大気中のCO₂削減に取り組み、併せて再生可能エネルギーによる地球温暖化防止を図っていききたいと考えております。

また、徹底したごみの減量化や再資源化、グリーン購入、節電等、市役所内での事務事業に対する対策を整理し、行政が率先してCO₂削減に向けた取組を行っていくため、地球温暖化対策実行計画を策定してまいります。

今後も引き続き、再生可能エネルギー等の利活用の検討を含め、国・県の動向を踏まえながら地球温暖化対策の強化に努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。（「十四番」の声あり）

○議長（益田吉博） 十四番大谷議員。

○十四番（大谷龍雄） 答弁の方向で頑張っていたきたいのですけれども、ただ残念なことですが、ちょっと明らかにしておかなければならない点があります。

日本の政府の姿勢ですね、これはやはり明らかにしなければならぬというふうに思いますので、やらせてもらいますけれども、御存じのように、昨年の十一月二十八日から十二月十一日にかけて、南アフリカのダーバンで国連気候変動枠組条約の締結国会議が開かれました。これは地球温暖化抑制のための会議でありまして、国際条約であります京都議定書を更に続けてこの議定書で決まったことを続けようという方向で決まったわけでありまして、ところが日本の政府の代表が京都議定書を採択したときの議長国ですね、日本の京都でやったんやからね、この議長国でありながら、この間のアフリカのダーバンで開かれた会議では京都議定書を引き続き進めていくというこの決議には不参加をしたわけですね。参加していません。だから今環境専門家の間からは、地方自治体も国民も頑張らなければいけないけれども、政府の姿勢はなんだということで大きな批判が挙がっていますね。だから各日本の自治体からも政府に対して実効ある、効果のある政府としての対策をとり、世界中の国々と力を合わせて地球温暖化対策に頑張るように突き上げていく、このことが大事ではないかということをおきたいと思います。

それでは大きな二、森林売買の事前届出制を目的とする水源地保全条例制定の実現に向けた県への要請について申し上げたいと思います。

御存じのように、去年あたりから北海道を中心にきれいな水を確保できる森林を外国の資本が買収にくるということが起こっております。ところが、水源地を外国資本に買収されて取るものだけ取って、あと山を荒らしておかれますと、水を飲んでいる下流の自治体の住民は大変なことになります。我が五條市も吉野川の水を飲料水としておりますけれども、この吉野川の上流は川上村の三之公という地域が水源になります。これは大台山系になると思いますけれども、一昔前にこの水源地の三之公の原生林が以前はたくさんあったのですけれども、原生林の伐採を所有者がやるということで、計画を発表したときに全部伐採されたら下流は大変だということで、川上村が一部の面積を村として買収しています。ところがそれ以外はやはりちょっとずつ原生林が伐採されてきている状況がありまして、御存じのようにこの吉野川の水量も上流に雨が降れば一遍に流れ込むという、昔から言う鉄砲水が昔よりも多くなっています。そして雨が降らなければ、水量が減って、最低限のトン数しかこの五條には、また下流の和歌山には流されていないという状況が起こっております。原因ははっきりしませんけれども、飲み水のかび臭、いろいろがこの間の課題となってきたわけでありまして、

したがって、やはり大塔町の災害の教訓から言えば、災害をなくすために川の上流で降った雨をいっときに流さずに、ちょっとずつ流しても、山を守ることが大事ですが、飲み水を守るためにも、吉野川の上流の山を守ることが非常に大事になっております。

したがいまして、共通のそういう課題が全国的にありますので、北海道の県議会は今行われております議会で売買を食い止めることはできないけれども、売買の前に県へ届けてもらうという目的の条例を提出するというふうに報道されておりますね。

同じく埼玉でも今説明しました売買を中止することはできないけれども、売買契約をする前に県に届けてもらうという条例を出すということが報道されております。契約の後で国に届けなければいけないというのは、昨年四月森林法が改正されておりますから、売買契約での後の届出は義務付けられております。しかし後ではもう何も解決策が出せませんから、今申し上げましたように、北海道や埼玉は売買契約の前に届けてもらって、適切な助言をさせてもらって、地主が思いとどまってもらうとか、売買するにしても水源地の森林として下流に影響のないような森林保護をしてもらうという、そういうこともできるわけでありますから、売買契約の前に届出をもらう条例を作ることと、動いておりますけれども、これは五條市にとっても深刻な課題ではないかと思っておりますので、この吉野川上流域の森林売買に当たっては、売買契約をする前に、奈良県に届けてもらうという条例を奈良県議会として制定していただくように、五條市としても要請すべきではないかと思っております。答弁をお願いしたいと思います。

○議長（益田吉博） 櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三） 十四番大谷議員の御質問にお答えをいたします。

森林の土地を取得したときの届出につきましては、今大谷議員のお話がありましたように、森林法が改正されて二十四年四月一日より取得後九十日以内に市町村に届出をしなければならないというふうになっております。

これは森林の所有者がわからないと行政が森林所有者に対しまして助言等ができないということから、森林所有者の把握をするために設けられたものでございます。

大谷議員の御指摘の事前の届出の義務につきましては、県の条例の制定が必要であります。全国的に都道府県単位で水資源や森林保全に関する研究会が立ち上げられ、条例づくりをにらんだ調査、研究を行っております。

森林の環境保全を外資、内資にかかわらず水源地や森林を守るというために五條市としても、今後未曾有の大災害を踏まえまして、県南部の市町村と連携を図りながら前向きに協議してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十四番」の声あり）

○議長（益田吉博） 十四番大谷議員。

○十四番（大谷龍雄） ひとつよろしく願いたいと思います。

次、大きな三、学習指導要領に基づく中学校の体育に関する武道の安全性と保護者負担の軽減についてに移ります。

御存じのように、テレビでも大々的に報道されておりましたので、文科省は中学校の学習指導要領を改訂して、それに基づいて体育の授業に武道、ダンスを取り入れるというふうの方針を出しました。

その中で、武道については三つ選択ができます。柔道・剣道・相撲ですね。このうちいずれかを中学校一、二年生にしてみようと、三年生はやはり進学、試験、就職試験等もありますので、三年生は球技とするという方針を文科省は出しているわけでありすけれども、そして実施は今年四月からということでありすけれども、しかしもし武道の中で柔道を取り入れた場合、大変危険な面があるということは、この間日本スポーツ振興センターが毎年発行しております学校管理下の死亡・障害事例と事故防止の留意点という中で、名古屋大の内田良准教授が明らかにしたところによりますと、過去二十八年間におきまして、柔道では百十四人が死亡、そして死亡していないけれども、二百七十五人が重い障害を負うという事故が続いていたことがわかったわけですね。そういうことが起こっていたわけですが、この間原因がわかりにくいとかいうことでなかなかその責任を明確にはできなかつたわけでありすけれども、しかしこの間の関係者、医療機関の研究によりまして、やはり詳しいことがわかってきているわけでありす。

例えば、柔道の場合、頭を打てば大変大きな障害になりますし、死亡にもつながりますけれども、打たなくても激しく頭を振ったりしますと、脳が大きく揺れますから、そのことによって障害が発生するというふうに専門家は言われています。そんな中でございますので、全国の中では柔道の中の乱取りは禁止するとか、頭にヘッドギアを着けるとか、独自の対策をとって文科省の方針に従わないとしないところも出てきているらしいですけれども、五條市としては、この危険性の対応、そして保護者負担の軽減についてどのように考えておられるのか、答弁いただきたいと思います。

○議長（益田吉博） 檜内教育部長。

○教育部長（檜内成吉） 十四番大谷議員の御質問にお答えいたします。

平成二十四年度から実施される新教育課程において、「わが国固有の伝統と文化に一層触れる」ことを目的に、武道が実施されることとなりました。本市においては、柔道は五條・五條東・野原の三中学校、剣道は五條西・西吉野の二中学校で実施することとなっています。

体育における武道の実施に当たっては、この二月十三日に各中学校に、安全管理の徹底を図るとともに、適切な指導が行われるように、まず生徒の健康状態について把握するとともに、指導中の体調の変化などに気を配り、生徒自身の体調に異常を感じたら運動を中止することを指導しました。

また、生徒の技能の段階に応じた指導に心掛けるとともに、初心者には受け身を安全にできるよう、また竹刀を正しく使うなどの指導を十分に行うことも指示いたしました。

さらに、施設用具などの安全点検に配慮するとともに、万一事故等が発生した場合には、適切な応急処置を施すなど、緊急連絡体制が確立されるように指示したところであります。

今後も、引き続き安全指導が徹底され、事故などが発生することのないように武道を経験した人的配置に心掛けるとともに、指導者の武道指導の向上のために、事前研修の受講、指導方法の自己研さんに努めるように指示しているところであります。

なお、武道実施に当たっては、柔道着などの保護者負担を掛けずに行ってまいりたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十四番」の声あり）

○議長（益田吉博） 十四番大谷議員。

○十四番（大谷龍雄） 考えられるあらゆる対策をとっていただく、そして保護者負担もなしにするという答弁であつたわけですが、今答弁いただきました体制以外にもやはりもっと研究されて、対策をとられるように申し上げておきたいと思ひます。

もう皆さん方も御存じのように、柔道は日本が発祥ですけれども、外国の中でも一番強豪の国だと言われておりますフランスですけれども、フランスでは五十年以上前にたつた一件、柔道で亡くなった人がおつたわけですけれども、この一件を機会に指導者に国家資格制度を導入し、少なくとも三百八十時間のカリキュラムの徹底、そして生理学、トレーニング法、救急救命の仕方、そしてこれらを修得させて、最低二段の段位がなければ教えることができないと、ここまでたつた一人が死んだだけでもフランスは徹底しているわけです、国を挙げて。ところが日本は見切り発車ですわ。だから五條市の子供の命、健康を守ること、最大限頑張つていただくために文科省、政府がもっと安全な体制をとつてから、やっぱりやるべきだと、これからでももっともつとフランス並みの体制をとるべきだということを、意見をどんどん挙げていくべきだということを申し上げまして、次に移りたいと思ひます。

最後、新南和公立病院を想定した五條市地域公共交通の計画でございます。

御存じのように、南和医療協議会におきまして、現在の三つの救急病院、つまり県立五條病院・町立大淀病院・町立吉野病院を今度一つの救急病院と二つの地域医療センター、後方支援病院に分けると、そしてその一つの救急病院は大淀町の福神駅前建設するということが協議会の中で決定されております。したがしまして、五條病院、残つても後方支援病院ですから、病気によつては、もう少し高度な福神駅近くのこの病院まで行つていかなければならないということも生じてきますので、したがしまして、この山間地を抱える大塔・西吉野の皆さん方はもちろんのこと、南和医療ですから、十津川・野迫川の皆さんでも、バスを乗り継ぎはしていかなければなりません、乗り継ぎを最小限に抑えて、必ずバスでも大淀町福神駅に建つ病院に、新南和公立病院に行つていただく体制です。これを今から検討していただく、これが必要ではないかと思ひます。

電車の場合は、皆さん方御存じのようにJR五條・北宇智駅から乗つていただいたら、吉野口で乗り換えたら二つ目くらいの駅でありますから、時間は掛かつてJRを利用して行けるという、この方法は既にあるわけですから、バスではまだその体制が整つておりませんので、五條市の公共

交通の活用、奈良交通の支援、その他十津川・野迫川の努力等々を全て結集して新南和公立病院に自家用車で行けない皆さん方が行けるような地域公共交通体制の確立に向けて取り組んでいただきたいというふうに思いますけれども、答弁をお願いします。

○議長（益田吉博） 下村総務部長。

○総務部長（下村洋次） 十四番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

平成二十七年年度の開設に向けて進められております新南和公立病院への公共交通計画につきましては、本市のみならず南和地域全体の課題であると認識しております。

この課題について検討を進めるに当たりましては、南和地域を構成する市町村及び奈良県とも十分な調整が必要となることから、先般、奈良県知事が座長を務めます奈良モデル検討会における平成二十四年度の検討課題として、本市より提案したところでございます。

ここで検討すべき新病院への通院手段といたしましては、各市町村が個々に運営するコミュニティバスやデマンドタクシーのほか、奈良県が市町村と協力して運行する広域通院バスや、更には民間の路線バス、タクシーの活用など様々な手法が考えられます。

これらについて今後、最も利便性が高く効率のよい通院手段の整備を進めるべく、本市としても積極的に協議をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十四番」の声あり）

○議長（益田吉博） 十四番大谷議員。

○十四番（大谷龍雄） この間におきましても、それぞれの関係者、そしてまた議会の議員さん、いろいろ皆さん方も意見を言われておりますので、ひとつ完璧な体制をとっていただくことを要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（益田吉博） 以上で十四番大谷龍雄議員の質問を終わります。

一般質問が終わりました。

昼食のため、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時十二分休憩に入る

午後一時零分再開

○議長（益田吉博） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（益田吉博） 日程第二、報第一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬） 報第一号、平成二十四年度五條市土地開発公社の事業計画、予算及び資金計画の報告について。

○議長（益田吉博） 報告を求めます。新井土地開発公社事務局長。

〔土地開発公社事務局長 新井健夫登壇〕

○土地開発公社事務局長（新井健夫） ただいま上程いただきました報第一号、平成二十四年度五條市土地開発公社の事業計画、予算及び資金計画の報告について御説明申し上げます。

お手元に配布いたしております別冊平成二十四年度事業計画・予算・資金計画書を御覧いただきたいと存じます。それでは、一ページから御説明申し上げます。

〔一〕の一般用地取得造成事業計画につきましては、新規事業はございません。

〔二〕継続事業につきましては、今井島台工業団地の計画事業費三十九万七千円でございます。これは借入金を支払利息と管理経費でございます。次に、二ページの公共用地取得事業計画でございます。

〔一〕の新規事業といたしましては、今年度はございません。

〔二〕の継続事業でございますが、一、二見公共用地から三ページの十二までの一般国道二四号五條地区歩道設置事業（三工区の一）までにつきましては、借入金支払利息と管理経費を計上いたしております。

次に、四ページの平成二十四年度予算について御説明申し上げます。

収益的収入及び支出の収入の部について、第一款土地開発事業収益三億七千九百二十八千円で、そのうち第一項事業収益三億七千六百七十三万七千円につきましては、買戻しの久留野公共用地二七、五二九・八平米を一億三千百八十三万四千九百八十二円、岡口道路改良事業用地七六六・五二平米を八千八百八万七千三百五十八円、道路改良事業用地（市道五條吉野線）一一二・七五平米を三百八十一万四千五百五十八円、一般国道二四号五條地区歩道設置事業（三工区の一）を七千五百万円、同じく（三工区の一）を七千八百萬円で、それぞれ売却する計画でございます。

次に、第二項の事業外収益二百二十九万一千円につきましては、JR五條駅前前の駐車場の駐車場収益、預金利息と公社用地使用料等を計上してお

ります。

次に、支出について、第一款土地開発事業費用三億六千六百五十二万七千円で、そのうち第一項の事業費用三億六千四百九十八万円は、事業収益で申し上げました久留野公共用地、岡口道路改良事業用地と道路改良事業用地（市道五條吉野線）及び一般国道二四号五條地区歩道設置事業（三工区の二）と（三工区の二）との売却原価及び一般管理費を計上しております。

次に、第二項事業外費用百四万七千円は、JR五條駅前の駐車場の管理経費等でございます。

第三項予備費は五十万円でございます。

次に、五ページの資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入の第一款資本的収入二千四十万円につきましては、一般国道二四号五條地区歩道設置事業を除く支払利息に対しまして、五條市の一般会計より利子補給金でございます。

支出につきましては、第一款資本的支出三億一千五百九十三万二千円で、そのうち第一項用地取得造成事業費二千七百七十五万五千円は各事業用地の支払利息及び経費となっております。

第二項の借入金償還金二億八千八百七十七万七千円は、久留野公共用地と岡口道路改良事業用地及び一般国道二四号五條地区歩道設置事業（三工区の二）と（三工区の二）の用地売却に伴う借入金償還金でございます。

次に、長期借入金につきましては、新規事業がございませんので、三十億円にいたしました。

次に、六ページの平成二十四年度資金計画については、先ほどの予算で御説明申し上げましたので、内容説明は省略させていただきます、次年度末の収入資金、支出資金の差引き九千九百六十八万四千円は翌年度への資金繰越予定額となっております。

次に、七ページ以降の予定貸借対照表、損益計算書については説明を省略させていただきます。

以上で平成二十四年度五條市土地開発公社の事業計画・予算・資金計画の説明とさせていただきます。

○議長（益田吉博）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で、報第一号の報告を終わります。

○議長（益田吉博）次に日程第三、報第二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）報第二号、平成二十四年度財団法人大塔ふる里センターの事業計画及び予算の報告について。

○議長（益田吉博）報告を求めます。山田財団法人大塔ふる里センター常務理事。

〔財団法人大塔ふる里センター常務理事 山田善久登壇〕

○財団法人大塔ふる里センター常務理事（山田善久）よろしくお願いいたします。

ただいま上程いただきました報第二号、平成二十四年度財団法人大塔ふる里センターの事業計画及び予算について御説明申し上げます。

平成二十三年九月四日台風十二号（紀伊半島大水害）により、五條市大塔町は過去に例がない大災害により甚大な被害を受けました。また、財団法人大塔ふる里センターの運営する施設の赤谷オートキャンプ場は、土砂ダム等の影響で全壊の状態であります。

大塔郷土館については駐車場を仮設住宅に提供しましたので、二年間以上は営業再開の見込めない状況であります。

財団としては、ロッジ星のくにで避難者の受入れ、工事関係者の宿舎として運営し、少しでも売上げに取り組んでまいりました。

平成二十四年度は風評被害などにより観光客の減少が予想されます。ロッジ星のくにでは、引き続きバンガローの一部を工事関係者の宿舎に利用や工事関係者等に弁当販売を行ってまいりたいと考えております。

また、各施設においては、イベントや特産等の開発や宣伝に努めて、財団として地域の今必要とされている福祉事業等に前向きに検討して財団職員の雇用の確保を行っていききたいと考えています。

それでは、平成二十四年度収支予算について説明させていただきます。

別冊の事業計画収支予算書を御覧いただきたいと思います。初めに二ページ及び三ページをお開き願いたいと思います。

平成二十四年度における財団法人大塔ふる里センター事業全体の収支予算額でございますが、平成二十四年度予算は事業収入として九千五百五十万円で前年度と比較して四千九百四十八万円の減となっております。これにつきましては、まず事業収入の予算の設定については、赤谷オートキャンプ場・大塔郷土館・大塔水車施設の収入が見込めないため、前年予算額について施設の売上目標として計上させていただき、営業の見込めるふれあい交流館、ロッジ星のくに、道の駅の売上目標は通常時の八五パーセントを予算額として計上させていただきました。

その他の収入につきましては、委託金収入として四千七百六十万円で前年度と比較して一千三百九十万円の増となっております。

これにつきましては、台風十二号（紀伊半島大水害）により赤谷オートキャンプ場・大塔郷土館・大塔水車施設の収入が見込めない。復旧の一環として、道の駅を再開しましたが、平常時の売上げと比較すると現状は四〇パーセント前後で、平成二十四年度は風評被害などにより観光客の減少が予想されることが地域に必要な新しい事業の立ち上げ及び準備のために一千三百九十万円の委託金を増額していただきました。その他の収入を含め当期収入支出とも一億五千五百万円を見込んでおります。

次に、各事業ごとに説明させていただきます。四ページをお開き願います。

ふれあい交流館につきましては、職員四名、臨時職員一名とパートで運営しています。委託金収入として二千万円を計上させていただきました。収入支出共四千五百六十万円を見込んでいます。

次に、五ページをお開き願います。

赤谷オートキャンプ場につきましては、台風十二号による被害を受け、収入支出共にゼロとしています。

次に、六ページをお開き願います。

ロッジ星のくににつきましては、職員四名とパートで運営しています。委託金収入としては七百万円を計上させていただきました。収入支出共三千八百七十五万円を見込んでいます。

次に、七ページをお開き願います。

道の駅につきましては、職員二名、臨時職員一名とパートで運営しています。収入支出共三千九百六十五万円を見込んでいます。

次に、八ページをお開き願います。

大塔郷土館につきましては、駐車場を仮設住宅に提供しましたので、維持管理費として委託金収入として二百六十万円を計上させていただきました。

次に、九ページをお開き願います。

大塔水車施設につきましては、収入支出ともゼロとさせていただきます。

次に、十ページをお開き願います。

一般管理費につきましては、事務局費であります。人件費二名分と事業運営費他となっております。委託金収入として一千三百万円を計上させていただきます。収入支出とも二千三百四十万円を見込んでいます。

次に、十一ページをお開き願います。

図書室管理費につきましては、ふれあい交流館内の図書室管理費として、収入支出とも五百万円を見込んでいます。

ページには平成二十四年度の事業計画を掲げてありますので、御清覧いただきたいと思います。

以上で平成二十四年度財団法人大塔ふる里センターの事業計画及び予算につきましての説明を終わらせていただきます。

今後とも職員一人一人が危機感を持って公の施設の管理をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（益田吉博）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「三番」の声あり）三番吉田議員。

○三番（吉田雅範）二ページの下から五つ目の委託費、プラネタリウムの投影委託外と、これ四十五万が九十万に上がっているのやけれども、何か特別なことがあったのですか。ちょっとお願いします。

○議長（益田吉博）山田常務理事。

○財団法人大塔ふる里センター常務理事（山田善久）三番吉田議員の質問にお答えします。

プラネタリウムの予算でございますが、これにつきましては、現在、物自身が古くなって点検等が必要な時期になっておりますので、その費用に充てております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（益田吉博）質疑を終わります。

以上で報第二号の報告を終わります。

○議長（益田吉博）次に日程第四、議第二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第二号、五條市暴力団排除条例の制定について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。吉田市長公室長。

〔市長公室長 吉田辰雄登壇〕

○市長公室長（吉田辰雄）失礼いたします。

ただいま上程されました議第二号、五條市暴力団排除条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書三ページから七ページを御覧いただきたいと存じます。

近年、多くの自治体で、暴力団を排除し安全で安心して暮らせる社会をつくるための様々な取組が行われております。

このような中、昨年、奈良県におきましても暴力団排除のための施策を幅広く盛り込んだ奈良県暴力団排除条例が施行されました。

これらのことから、本市におきましても、県条例制定の趣旨やその施策に呼応し、暴力団排除活動に係る諸施策を推進することにより、市民の安全で平穏な生活の確保に寄与するため、本条例を制定するものであります。

続きまして、制定内容について御説明申し上げます。

まず第一条では、本条例の目的として、暴力団排除に関する基本理念を定め、市と市民また事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団排除の施策、青少年健全育成の措置、暴力団の利用、また、利益供与の禁止等により暴力団排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活の確保と社会経済活動の健全な発展に寄与することを定めております。

第二条では、本条例における用語の意義を定めております。

第三条では、暴力団の排除は、市民生活等に不当な影響を与える存在であることを認識し、暴力団を利用しない、恐れない、資金を提供しない、交際しないことを基本とし、市と市民そして関係団体が連携協力し推進することを基本理念と定めております。

第四条では、市の責務として、暴力団排除に関する総合的な施策策定とその実施、また、市民や関係機関団体と相互連携を図ることを定めております。

第五条では、市民や事業者の責務として、市が実施する暴力団排除に関する施策への協力することなどを定めております。

第六条では、市の事務事業における措置として、その執行に当たっては、暴力団を利用することとならないよう必要な措置を講ずる旨を定めております。

第七条では、公共施設における措置として、市長等は、公共施設の使用が暴力団の活動を助長し利するものと認められる場合は、条例により使用の制限、停止することができる旨を定めております。

第八条では、市民等の活動への市の支援について定めております。

第九条では、市民等への広報、啓発活動について定めております。

第十条では、青少年に対する教育等の措置を定め、学校教育における取組を始め、青少年への適切な措置を講ずる旨等について定めております。

第十一条では、市民等は暴力団を利用してはならない旨を、また、第十二条では利益供与を行ってはならない旨をそれぞれ定めております。第十三条では、市長への委任規定を、また、附則につきましては、施行期日をそれぞれ定めております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博）次に日程第五、議第三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第三号、五條市暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。吉田市長公室長。

〔市長公室長 吉田辰雄登壇〕

○市長公室長（吉田辰雄）失礼いたします。

ただいま上程されました議第三号、五條市暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書八ページから十八ページを御覧いただきたいと存じます。

先ほど議第二号で上程いただきました五條市暴力団排除条例制定の趣旨及び規定に従い、市の各施設においてその各条例に暴力団の利用を禁止するための所定の条項を追加し改正することにより、他の施策とともに暴力団の排除を二層推進し、市民の安全で平穏な生活の確保に寄与するため、本条例を制定するものでございます。

続きまして、制定内容について御説明申し上げます。

まず第一条では、市立中央公民館の利用制限規定に暴力団排除条例の市の公の施設における措置の規定に従い、第十一条で規定されている中央公民

館の利用を許可しない条件の一つとして、「暴力団員による不当行為防止法に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき」という条項を盛り込むための改正となっております。

以降、第二条での新町まちなみ伝承館から、最後の第二十四条での五万人の森公園まで、それぞれの条項で規定いたしました、それぞれの市の施設につきまして、同様の趣旨により、暴力団等の利用を許可しないこと、また許可の取消し等、利用の制限を盛り込むための所要の改正となっております。

なお、附則につきましては、施行期目及び経過措置を規定いたしております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田古博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（益田古博）次に日程第六、議第四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第四号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について。

○議長（益田古博）提案理由の説明を求めます。吉田市長公室長。

〔市長公室長 吉田辰雄登壇〕

○市長公室長（吉田辰雄）失礼いたします。

ただいま上程されました議第四号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書十九ページから二十二ページを御覧いただきたいと存じます。

本条例につきましては、市の各種の行政委員会委員など、非常勤の特別職の報酬等を定めている条例でございますが、当該条例の別表で規定いたし

ております職名のうち、体育指導員につきまして、その根拠法であります「スポーツ振興法」が「スポーツ基本法」と改められ、また内容につきましても所定の改正が行われた中で、当該職名が「スポーツ推進委員」と改められたことに伴い、これらに準拠し、職名の改正を行うものでございます。なお、施行期日につきましては、附則で平成二十四年四月一日と定めております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に日程第七、議第五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第五号、五條市税条例の一部改正について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。下村総務部長。

〔総務部長 下村洋次登壇〕

○総務部長（下村洋次）ただいま上程いただきました議第五号、五條市税条例の一部を改正する条例の提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、現下の厳しい社会状況、雇用情勢に対応して税制の整備を図るため、地方税法等の一部を改正する法律、経済社会の構造の変化に対応した

税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律、及び東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税法の臨時特例に関する法律がそれぞれ公布、施行されたため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

主な改正の第一点目は、ここ数年の傾向として、企業の海外移転が顕著であり、そのことが雇用機会の喪失やデフレの要因となっていることから、法人税率を減額し、企業の負担を軽減することで国内における雇用の創出と産業の活性化を図ろうとしております。

しかしながら、法人税率を減額することにより、法人市民税の減収につながることから、たばこ税の税率の内訳のうち都道府県税分の税率を下げ、その分市町村税の税率を上げることにより、法人市民税の減収分を確保することとしております。

たばこ税そのものの価格や価格全体に占める税率の変更はございませんが、都道府県たばこ税と市町村たばこ税の税率の割り振りが変更となるものであります。

改正の第二点目は、高品質で安心・安全な国産牛肉の安定供給等を図るため、従来から肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例措置を行っておりますが、更に三年間、特例措置の適用期限が延長されるため、本条例の一部を改正しようとするものです。

第三点目は、現在施行されている退職所得に係る個人住民税の一〇パーセントの税額控除を廃止し、その増収分で東日本大震災の復興財源の確保を行うものであります。

第四点目は、個人住民税の税率の特例の制定でございます。

御承知のとおり、平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災により、復興を目的とする東日本大震災復興基本法が制定されました。

その基本理念として、被害を元に復旧する単なる災害復旧にとどまることなく、日本再生を視野に含んだ抜本的な対策により、新たな地域社会の構築を目指すこととされております。

そのため、地方公共団体が防災等の施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の特例措置として平成二十六年度から平成三十五年度までの十年間において現在の市民税の均等割額三千円に、復興のための財源の五百円を加算し、三千五百円とすることの地方税法の改正があり、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案書の二十二ページを御覧ください。

第九十五条については、法人税改正に伴い、市たばこ税をマイルドセブン等の銘柄の場合、市たばこ税の額を一千本当たり「四千六百十八円」から「五千二百六十二円」に改正をしようとするものであります。

三行目からの改正は、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例措置を、更に三年間延長するため、特例の期限を「平成二十四年度」から「平成二十七年度」に改正し、また改正に伴い文言の整理をするため地方税法附則第六条第四項及び租税特別措置法の規定を引用することとしております。

二十二ページ最後の行から二十三ページの最初の行の附則第九条の削除の改正につきましては、退職所得に係る個人住民税の一〇パーセント税額控除が廃止されるため、その規定を削除するものであります。

次の附則第十六条の第二項については、エコー、わかば、しんせい等の銘柄の市たばこ税の額を、一千本当たり「二千百九十円」から「二千四百九十五円」に改正をしようとするものであります。

第十九条の十四は、災害復興のための財源を確保するため平成二十六年度から平成三十五年度までの十年間、市民税の均等割に五百円を加算する規定であります。

附則の第一条において、本条例を公布日から施行することを規定し、そのうち一号では、肉用牛売却所得の課税の特例措置の規定、並びに退職所得の住民税の一〇パーセント税額控除廃止規定の施行日を平成二十五年一月一日とし、二号の市たばこ税の改正につきましては、平成二十五年四月一日を施行日としております。

また、附則第二条におきましては、肉用牛売却所得の課税の特例措置の改正に伴う経過措置、退職所得に係る改正の経過措置を規定し、次ページの第三条につきましては、市のたばこ税の改正に伴う経過措置を規定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長（益田吉博） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博） 次に日程第八、議第六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬） 議第六号、半島振興対策実施地域指定等に係る市税の特別措置条例及び五條市企業立地の促進等に係る市税の特別措置条例の一部改正について。

○議長（益田吉博） 提案理由の説明を求めます。下村総務部長。

〔総務部長 下村洋次登壇〕

○総務部長（下村洋次） ただいま上程いただきました議第六号、半島振興対策実施地域指定等に係る市税の特別措置条例及び五條市企業立地の促進等に係る市税の特別措置条例の一部を改正する条例の提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、半島振興対策実施地域指定等に係る市税の特別措置及び企業立地の促進等に係る市税の特別措置を受けるための申請について、従来の申請手続を合理化し、申請者の負担を軽減するため、それぞれの条例の一部を改正しようとするものであります。

議案書二十六ページを御覧ください。

第一条では、半島振興対策実施地域指定等に係る市税の特別措置を受ける場合、三年間の特別措置の期間中に、毎年一月三十一日までに申請書を提出することになっておりましたが、簡素化をするため、毎年申請を改め、不均一課税を受けることができる最初の年の三月三十一日までに申請書の提出を行うこととしております。

また、特別な事情により申請ができない場合は、翌年の一月三十一日までの申請を可能とする猶予期間を設定しております。

第二条は、企業立地の促進等に係る市税の特別措置を受ける申請につきましても、三年間の特別措置の期間中、前条と同様に申請の簡素化を図るため、特別措置を受けることができる最初の年の三月三十一日までに申請書の提出をすること、特別な事情のある場合に翌年の三月三十一日まで申請猶予期間の設定をしようとするものであります。

附則につきましては、本条例の施行日を平成二十四年四月一日から施行することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博） 次に日程第九、議第七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬） 議第七号、五條市立公民館条例の一部改正について。

○議長（益田吉博） 提案理由の説明を求めます。檜内教育部長。

〔教育部長 檜内成吉登壇〕

○教育部長（檜内成吉） ただいま上程いただきました議第七号、五條市立公民館条例の一部改正について提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書二十七ページを御覧願います。

本議案につきましては、平成二十二年六月二十二日に地域主権戦略大綱が閣議決定されたのを踏まえて、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が昨年八月三十日に公布されたことに伴い、一部改正された社会教育法第三十条第二項の規定に基づき、公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めることによる所要の改正を行うものであり、また、奈良県暴力団排除条例が平成二十三年七月一日から施行されたことに伴い、暴力団に公民館を使用又は利用承認させないための規定を定めることによる所要の改正を行うものでございます。

恐れ入りますが、議案書二十八ページを御覧願います。

公民館の運営審議会に関して規定しています五條市立公民館条例第三条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項として同条第二項に「審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者の中から委嘱する。」を加えるものであります。

また、公民館の使用許可制限を規定しています第八条第三号を「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二

条第二号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき。」に改正するものであります。

なお、附則におきまして、この条例は平成二十四年四月一日から施行することとしております。

また、経過措置として、条例施行前に係る申請又は許可については、それぞれ従前の例によることとなります。

以上で議第七号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博）次に日程第十、議第八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第八号、市立五條文化博物館条例の一部改正について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。榎内教育部長。

〔教育部長 榎内成吉登壇〕

○教育部長（榎内成吉）ただいま上程いただきました議第八号、市立五條文化博物館条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。恐れ入りますが、お手元の議案書二十九ページを御覧願います。

本議案につきましては、平成二十二年六月二十二日に地域主権戦略大綱が閣議決定されたのを踏まえて、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が昨年八月三十日に公布されたことに伴い、一部改正された博物館法第二十二条の規定に基づき、博物館法施行規則第十八条の一部改正により、博物館協議会の委員の任命の基準を条例で定めることによる所要の改正を行うものでございます。

恐れ入りますが、議案書三十ページを御覧願います。

博物館の運営審議会に関して規定しています市立五條文化博物館条例第二十四条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項として同条第二項に「協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者の中から任命する。」を加えるもの

であります。

なお、附則において、この条例は平成二十四年四月一日から施行することとしております。

以上で議第八号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博） 次に日程第十一、議第十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬） 議第十号、五條市立居宅介護支援事業所条例の一部改正について。

○議長（益田吉博） 提案理由の説明を求めます。森本健康福祉部長。

〔健康福祉部長 森本敏弘登壇〕

○健康福祉部長（森本敏弘） ただいま上程いただきました議第十号、五條市立居宅介護支援事業所条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

この条例の一部改正につきましては、現在の事業所を西吉野支所へ移転するため行うものでございます。

それでは、議案の要旨を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書三十四ページから三十五ページを御覧いただきたいと存じます。

五條市立居宅介護支援事業所は、西吉野・大塔居宅介護支援事業所として、西吉野・大塔地域の要介護認定者に対し、ケアプラン作成業務等を行っておりますが、今回西吉野支所へ移転することで、来訪者の利便性の確保や支所機能の充実を図ることにより、地域高齢者福祉と介護保険業務のより一層の充実と、施設維持管理費等の軽費削減を図るため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、第二条中事業所の名称及び位置についてのうち、位置「五條市西吉野町宗川野九七番地」を「五條市西吉野町城戸一二二

番地」に改めるものでございます。

なお、この条例は平成二十四年四月一日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田古博） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田古博） 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田古博） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田古博） 次に日程第十二、議第十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬） 議第十二号、五條市立大塔診療所条例の一部改正について。

○議長（益田古博） 提案理由の説明を求めます。森本健康福祉部長。

〔健康福祉部長 森本敏弘登壇〕

○健康福祉部長（森本敏弘） ただいま上程いただきました議第十二号、五條市立大塔診療所条例の一部改正につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の三十九ページを御覧いただきたいと存じます。

本案につきましては、昨年九月に発生いたしました紀伊半島大水害により、大塔町内の唯一の医療機関である大塔診療所は、近くで土砂崩れが発生し、危険なため診療が行えず、やむを得ず閉鎖いたしました。

現在は、診療所利用者のほとんどが高齢者であることから、利便性等を考慮して、大塔支所内に診療所を開設して診療を行っております。

今後におきましても、地域住民のプライバシーを守りながら、適切な医療を提供する必要があることから、引き続き大塔支所内において診療所を運営するため、診療所の位置について、条例第二条中「五條市大塔町辻堂一八九番一」を「五條市大塔町辻堂四一番地」に改めるものであります。附則につきましては、公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田古博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田古博）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田古博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田古博）次に日程第十三、議第十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第十三号、五條市営住宅条例の一部改正について。

○議長（益田古博）提案理由の説明を求めます。森本都市整備部長。

〔都市整備部長 森本元三登壇〕

○都市整備部長（森本元三） ただいま上程されました議第十三号、五條市営住宅条例の一部を改正することにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための関係法律の整備に関する法律が平成二十三年五月二日に公布されたことに伴い、公営住宅法関係が改正されたものでございまして、要点のみ御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の四十一ページから四十四ページを御覧願いたいと存じます。

五條市営住宅条例第三条の二、整備基準につきましては、公営住宅及び共同施設の整備基準は事業主体が条例で定めるところと国の法律が改正されたことにより、同条例第三条の次に、「整備基準は市長が別に定める。」の一条を加えるものでございます。

同条例第六条及び第七条第二項の改正につきましては、公営住宅法第二十三条及び公営住宅法施行令第六条、入居者資格のうち、同居親族要件が廃止されたことと、入居収入基準を事業主体が条例で定めるところと改正されたため、同条例第六条中の同居親族要件に関する条文を改め、同条第一号に単身入居要件を加えるものであります。

また、同条例第二号の入居収入基準につきましては、二十五万九千円を超えないことに改め、同条例第七条第二項につきましては、災害により住居を失った低額所得者向けに建設した市営住宅又は一般から借り上げた住宅に入居できる条件を定めたものであります。

附則といたしまして、条例の施行日は平成二十四年四月一日から施行するものとしております。

以上で議第十三号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博） 次に日程第十四、議第十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬） 議第十四号、五條市消防事務に関する手数料条例の一部改正について。

○議長（益田古博） 提案理由の説明を求めます。窪消防長。

〔消防長 窪 佳秀登壇〕

○消防長（窪 佳秀） ただいま上程いただきました議第十四号、五條市消防事務に関する手数料条例の一部改正について提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書四十五ページ及び四十六ページを御覧願います。

今回の消防事務に関する手数料条例の一部を改正することにつきましては、危険物の規制に関する政令の一部が改正されたことに伴いまして、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正され、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の許可の申請に対する審査の手数料が新たに設けられたことにより、本条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、今回の改正では、消防事務に関する手数料条例の別表第一の金額欄にあります特定屋外タンク貯蔵所の審査項目の「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」の次に、「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」を加えたものであります。

また、手数料の金額に変更はございません。

次に、附則につきましては、施行日を定めたものでございます。

以上で議第十四号の提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田古博） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田古博） 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に日程第十五、議第十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第十五号、五條市火災予防条例の一部改正について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。窪消防長。

〔消防長 窪 佳秀登壇〕

○消防長（窪 佳秀）ただいま上程いただきました議第十五号、五條市火災予防条例の一部改正について提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書四十七ページから四十九ページを御覧願います。

今回の火災予防条例の一部を改正することにつきましては、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令が公布され、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が危険物に追加されたことに伴い、新たに指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなるものについては、火災予防条例に規定する位置、構造及び設備の基準等に従う必要があります。基準等についての経過措置を講ずるため、本条例を改正するものでございます。

なお、火災予防条例の本則に改正がないため、附則の第四項の次に第五項から第八項を加え、新たに対象となるものにつきましての経過措置を設けたものでございます。

内容につきましては、第五項では配管の基準につきましては、一定の条件を満たす場合は適用しない。第六項では収納する容器への表示については、施行日から平成二十五年十二月三十一日までの間は適用しない。第七項では貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準については、一定の条件を満たす場合は、施行日から平成二十五年六月三十日までの間は適用しない。第八項では届出については、施行日から平成二十四年十二月三十一日までの間に届け出ることを定めたものでございます。

次に、附則につきましては、施行日を定めたものでございます。

以上で議第十五号の提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十四番」の声あり）十四番大谷議員。

○十四番（大谷龍雄）炭酸ナトリウム過酸化水素付加物ですか、これは五條市内でいいますと、日常の生活や仕事においてどこに使用しているのか、ちよつと具体的な説明をいただけますか。

○議長（益田吉博）窪消防長。

○消防長（窪 佳秀）大谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

今お尋ねにあった炭酸ナトリウム過酸化水素付加物ですけれども、五條市内では取り扱っているところはないのですけれども、簡単に言いましたら、トイレとかの洗浄に使うような形の中の粉末的なものでございます。

漂白剤というような形のこととも言われておるようなものでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（益田吉博）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よつて本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よつて本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に日程第十六、議第十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第十六号、五條市西吉野交流促進センターに係る指定管理者の指定について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。櫻井生活産業部長。

〔生活産業部長 櫻井敬三登壇〕

○生活産業部長（櫻井敬三） ただいま上程いただきました議第十六号、五條市西吉野交流促進センター、愛称こんびら館に係る指定管理者の指定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書五十ページを御覧いただきたいと存じます。

本案につきましては、平成二十一年七月に有限会社西吉野産直組合を指定管理者と定めた期間が平成二十三年度末で満了することに伴い、次期指定管理者を選定するため募集を行いました。応募はなく、再度募集要項を見直し募集を行いました。応募者はございませんでした。

そのため、当施設条例施行規則第五条の指定管理者の候補者の選定の特例に基づいて、本市が出資する団体である財団法人大塔ふる里センターと協議をし、申請書類の提出を求め、去る二月十三日開催の五條市指定管理者選定委員会において、指定管理者候補者に選定されましたので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

まず、一の管理を行わせる公の施設の名称及び位置につきましては、名称は「五條市西吉野交流促進センター」、位置は「五條市西吉野町西野二九二番地」でございます。

次に、二の指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所につきましては、名称は「財団法人大塔ふる里センター」、代表者は「理事長丸谷昭典氏」でございます。住所は「五條市大塔町宇井九四番地」でございます。

次に、三の指定の期間は、平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの三年間でございます。

以上で議第十六号の提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田古博） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「二番」の声あり）二番山口議員。

○二番（山口耕司） この指定管理料、わかれば教えていただけますか。

○議長（益田古博） 櫻井部長。

○生活産業部長（櫻井敬三） 二番山口議員の質問にお答えさせていただきます。年間五十万でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（益田古博） 二番山口議員。

○二番（山口耕司）前回指定管理をしておりました業者の名前と指定管理料を教えてくださいませんか。

○議長（益田吉博）櫻井部長。

○生活産業部長（櫻井敬三）二番山口議員の質問にお答えさせていただきます。

有限会社西吉野産直組合でございます。金額は年間五十万でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（益田吉博）二番山口議員。

○二番（山口耕司）同じ条件で同じ開催になるかと思うのですけれども、これがふる里財団にとってメリットになるのかデメリットになるのか、その辺の考えをお聞かせ願いますか。

○議長（益田吉博）櫻井部長。

○生活産業部長（櫻井敬三）二番山口議員の質問にお答えさせていただきます。

ここは大塔ふる里財団にとっては、今道の駅も管理をしておりますけれども、やはりこの一六八沿線におきまして、今風評被害が非常に厳しい状況にもありますけれども、財団で西吉野町も含めまして、大塔町優位に今後PRしていただく、またいろんな拠点、そして今の施設との相乗効果、そういうことを含めまして、財団の職員の方々に提案をしていただきまして、そういう中でいろんな形でそこは今までの特産物を販売するというのと、また情報発信する場合に、いろんなドライバー、またライダーと言いますか、そういう方々の憩いの場となるように、またいろんな提供ができるように、そして産直組合は今回三月末で指定管理者として終わりますけれども、引き続きいろんな形で御支援もしていただけるようお願いもしております。いろいろ施設の管理に当たっては総合的に財団の方でしていただくということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（益田吉博）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博）次に日程第十七、議第十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第十七号、五條市阿田峯公園に係る指定管理者の指定について。

○議長（益田吉博） 提案理由の説明を求めます。森本都市整備部長。

〔都市整備部長 森本元三登壇〕

○都市整備部長（森本元三） ただいま上程されました議第十七号、五條市阿田峯公園に係る指定管理者の指定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書五十一ページを御覧願いたいと存じます。

本議案につきましては、五條市阿田峯公園が平成二十四年三月三十一日で指定管理期間が満了となるため、平成二十三年八月一日から八月三十一日まで次期指定管理者の募集をしたところ募集団体がなかったため、再度の募集を行ったものであります。

平成二十三年十一月一日から募集要項の配布を行い、募集団体からの質問の受付や現地説明会等を開催し、去る二十三年十二月九日に申請の受付を締め切った結果、二団体からの応募申請が提出されました。

平成二十四年一月十七日開催の第二十回五條市指定管理者選定委員会におきまして、申請団体からの申請書類の審査及びヒアリング等を実施し、募集要項の選定基準により委員の皆様に行っていたいただきました。

しかしその後、一団体から申請辞退の申出があったので、五條市上野公園等条例施行規則第七条、再度の選定に基づき事務局にて検討を行った後、選考委員全員への状況説明を行い、残りの一団体について指定管理者の候補者とすることを確認していただきました。

よって次の候補者を指定管理者として指定いただきたく、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

まず、維持の管理を行わせる公の施設の名称は「五條市阿田峯公園」、位置は「五條市住川町一六八〇番地」。

次の二の指定管理者となる団体の名称は「グリーングラウンドシステムグループ」、代表者は「大谷眞由美」、住所は「五條市釜窪町一四八の二 余慶マンション二号」でございます。

次に、三の指定の期間は、平成二十四年六月一日から平成二十七年三月三十一日までであります。

以上で、議第十七号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十四番」の声あり）十四番大谷議員。

○十四番（大谷龍雄） 最終的に競争なしで指定したということですが、この方は指定管理の条件、資格が整っておるのかどうか。

それと、職種が英語になっていきますから、わかりませんが、現在どういう職種に携わっておられるのか。それと、指定管理料は幾らなのか。

前任の阿田峯公園を管理しておった指定業者の管理費はお幾らなのか。ちょっと明らかにしていただけますか。

○議長（益田吉博） 森本都市整備部長。

○都市整備部長（森本元三） ただいまの十四番大谷議員の御質問にお答えいたします。

この参加団体グリーングラウンドシステムに関する募集要項、募集条件につきましては、全て満たしております。

そして、今現在のグリーングラウンドシステムの活動なんですけれども、平成二十三年四月に立ち上げた会社でございまして、主に公園等の設備に意欲的というふうにご当日のプレゼンにもございました。

そして、管理料でございますけれども、二年十箇月で四千四百五十万円でございます。今現在行っております阿田峯公園の管理者は社会福祉法人三寿福祉会でございます。三千八百七十五万でございます。これは期間がちよつと違いますので、金額は比較にならないかと思ひます。

以上で答弁とさせていただきます。（「十四番」の声あり）

○議長（益田吉博） 十四番大谷議員。

○十四番（大谷龍雄） そしたら前任の指定管理者の期間は何年何箇月になるのですか。

○議長（益田吉博） 森本都市整備部長。

○都市整備部長（森本元三） 前任者三寿福祉会は二年六箇月で、三千八百七十五万でございます。

以上で答弁とさせていただきます。（「十四番」の声あり）

○議長（益田吉博） 十四番大谷議員。

○十四番（大谷龍雄） 今回は二年十箇月で四千四百五十万、前任者は二年六箇月で三千八百七十五万と、差が六百万くらいね、開いているわけですが、でも、この四千四百五十万は五條市が計算した指定管理料の金額内に、これは収まっていますか。

○議長（益田吉博） 森本都市整備部長。

○都市整備部長（森本元三） ただいまの大谷議員の質問にお答え申し上げます。

今回五條市の提示金額は四千五百八十万円でございまして、GGSグループ提示額の四千四百五十万円は市の提示額の中に収まっております。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博） 三番吉田議員。

○三番（吉田雅範） 大体大谷議員が聞いていただいたのですけれども、取り下げたのが大和社中だと思いますけれども、大和社中の値段、そしてこのGGSグループの出身、代表となっておるのですから、他の方もおられると思いますけれども、その点についてお尋ねします。

○議長（益田吉博） 森本都市整備部長。

○都市整備部長（森本元三） 三番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

大和社中の提示額は二年十箇月で四千万円でございます。ちなみに大和社中とGGSの年度ごとの内訳を申させていただきます。

まずGGSでございますが、最初十箇月は一千三百五十万円、二年目からの十二箇月にいたしますと、一千五百五十万円、同じく三年目も一千五百五十万円。大和社中におきましては、初年十箇月が一千二百五十万円、二年目十二箇月で一千四百五十万円、三年目も一千四百五十万円でございます。ちなみに五條市の提示額の先ほど申しました二年十か月は四千五百八十万円でございますが、初年度十箇月は一千三百八十万円でございます。

GGSグループの役員と解釈したのですけれども、代表者は大谷眞由美、副代表で●●●●●●、監事で●●●●●●です。もう一人監事で●●●●●●、会計で●●●●●●、全て敬称を略させていただきました。

以上でございます。（「七番」の声あり）

○議長（益田吉博） 七番藤富議員。

○七番（藤富美恵子） 委員会でもう少し詳しく聞かせていただきますけれども、今質問が出ましたので。

このGGSの方の皆さんの現在の職業は何でしょうか。

○議長（益田吉博） 森本都市整備部長。

○都市整備部長（森本元三） 募集要項の中で、役員の現職というのは参加条件にございませんので、把握しておりません。

○議長（益田吉博） 質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博） 次に日程第十八、議第十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬） 議第十八号、平成二十三年五條市一般会計補正予算（第七号）議定について。

○議長（益田吉博） 提案理由の説明を求めます。下村総務部長。

〔総務部長 下村洋次登壇〕

○総務部長（下村洋次） たいま上程いただきました議第十八号、平成二十三年度五條市一般会計補正予算（第七号）議定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

別冊の補正予算書を御覧いただきたいと存じます。

一 ページをお開き願います。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ八億二千二百一十一万三千円の追加でございます。予算の総額は歳入歳出それぞれ百八十三億二千百十三万一千円となります。

八億円を超える補正予算額となりましたが、主に退職手当等の人件費追加五億五百六十万五千円、南和広域医療組合への出資金二億六千九百五十五万円を予算化したことによるものでございます。

続きまして五ページから六ページの第二表繰越明許費につきましては、平成二十三年度の事業関連予算は六月補正により肉付けされたものであり、また台風十二号関連災害復旧事業、国の三次補正予算、四次補正予算を活用した事業等、十二月補正、三月補正で予算化したものが多数であることから、事業数にしまして三十三事業、金額で七億七千七百六十六万六千円の繰越しを予定いたしております。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

十五ページを御覧願います。

歳出につきましては、主なものについてのみ説明させていただきますので、御了承賜りたいと存じます。

二款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費の二節給料、三節職員手当等、四節共済費につきましては、人事異動等による職員の人件費追加と、退職手当三億九千四百八十七万五千円を追加するものでございます。以降、他の費目におきましても、人件費につきましては、人事異動等により当初予算との差異が生じた結果、増額または減額の補正をいたしております。

十九目基金費、二十五節積立金五千三百七十九万円は、財政調整基金ほか九つの基金に対し、それぞれの基金の目的のため積み立てるものでございまして、このうち、職員退職手当基金積立金五百万円につきましては、水道事業会計からの繰入金等を積立て、ふるさと五條市応援基金積立金三千二百三十五万九千円につきましては、ふるさと納税をしていただいた方々の寄附金並びに災害の復旧・復興に充てるための台風十二号災害寄附金を積み

立てるものとさせていただきます。

次に、十九ページを御覧願います。

三款民生費、一項社会福祉費、十三目介護保険推進費、二十八節繰出金六百八万三千円につきましては、介護保険特別会計において今回の三月補正で予算計上いたしております電算処理委託料及び人件費の追加に伴う繰出金の追加でございます。

二項児童福祉費、一目児童福祉総務費、二十節扶助費六千五百十万円の減額は、子ども手当の制度改正に伴う子ども手当六千八百六十万円の減額及び給付対象者の増加に伴う児童扶養手当給付費三百五十万円の追加でございます。

六目児童福祉施設費、七節賃金一千二百万円の減額は、産休代替保育士等の雇用実績が当初の見込みより少なかったことによる臨時保育士賃金の減額でございます。二十節扶助費一千七十五万七千円は、主に私立保育所の低年齢児増加に伴う児童委託運営費の追加でございます。

二十ページに移りまして、四款衛生費、一項保健衛生費、一目保健衛生総務費、二十四節投資及び出資金二億六千九百五十五万円は、今年一月に設立された南和広域医療組合への出資金でございます。

二十一ページに移りまして、二項清掃費、六目災害廃棄物処理事業費、十三節委託料三千三百万円の減額は、がれき等の運搬及び処理の委託につきまして、予算計上時の見込みよりも少量または不要となったことによる災害廃棄物運搬処理業務委託料の減額でございます。

次に、五款農林業費、一項農業費、五日農地費、十三節委託料百五十万円及び十五節工事請負費二千三百万円につきましては、国の四次補正予算で創設された農業体質強化基盤整備促進事業に係る国庫を活用した、二見三丁目ほか二箇所のため池改修工事及び久留野町の水路改修工事の測量設計業務委託料及び工事費でございます。

二十二ページに移りまして、六款商工費、一項商工費、三目観光費、十三節委託料百七十万円及び十五節工事請負費一千五百万円につきましては、台風十二号災害により休館中でありますふれあい交流館の再開に向けた簡易水道設備・温泉設備等の改修に係る設計業務委託料及び工事費でございます。

二十三ページに移りまして、七款土木費、二項道路橋梁費、二目道路維持費、十三節委託料五百万円及び十五節工事請負費二千万円につきましては、国の三次補正予算による防災対策補助金及び緊急防災・減災事業債を活用し、湯塩奥谷線の測量設計業務委託料及び神野百谷線の道路防災対策工事費を計上するものとさせていただきます。

二十五ページに移りまして、八款消防費、一項消防費、二目非常備消防費、九節旅費五百九十二万八千円は、台風十二号災害で出動した消防団員の九月末から十月末までの出動手当でございます。

三目消防施設費、十三節委託料二百三十万円につきましては、国の三次補正で予算化された消防通信基盤整備事業費補助金及び緊急防災・減災事業債を財源とする全国瞬時警報システム（Ｊ・Ａ・Ｌ・Ｅ・Ｒ・Ｔ）の整備委託料でございます。

十九節負担金補助及び交付金五百三十五万円は、県内十一消防本部が共同で実施いたします、消防救急デジタル無線整備に係る実施設計費の負担金でございます。

五目災害対策費、十八節備品購入費一千五十万円は、緊急防災・減災事業債及び過疎債を活用し、西吉野町三地区及び大塔地区に防災倉庫及び防災用資器材を整備するものでございます。

次に、九款教育費、一項教育総務費、二目事務局費、三節職員手当等七千八百六十八万四千円につきましては、退職手当七千八百五十三万二千元と人事異動等による追加を計上するものでございます。

二十六ページに移りまして、三項小学校費、一目学校管理費、十三節委託料九百万円は、過疎債を活用し、宇智小学校及び野原小学校屋内運動場の耐震診断業務委託料を計上するものでございます。

四項中学校費、四目中学校地震補強事業費、十三節委託料三百六十万円、二十七ページの十五節工事請負費四千七百五十万円につきましては、国の三次補正予算で予算化された学校施設耐震補強事業費交付金及び緊急防災・減災事業債を活用し、五條中学校屋内運動場耐震補強工事に係る委託料、並びに耐震補強工事費を計上するものでございます。

次に、六項社会教育費、四目地区公民館費、十三節委託料四百五十万円につきましては、救急出張所整備に係る宗松公民館解体の設計業務委託料百六十万円及び家屋影響調査業務委託料二百万円、並びに地区公民館改修に係る設計業務委託料九十万円でございます。財源は全て過疎債でございます。

二十八ページに移りまして、十款公債費、一項公債費、一目元金、二十三節償還金利子及び割引料三百九十一万円につきましては、地方債繰上償還金の追加でございます。住宅新築資金等貸付事業に係る市債の繰上償還分でございます。

二目利子、二十三節償還金利子及び割引料一千二百万円の減額につきましては、長期債利子八百万円及び一時借入金利子四百万円を減額補正するものでございます。

十一款災害復旧費、二項公共土木施設災害復旧費、一目道路橋梁災害復旧費、十三節委託料五千七百万円の減額につきましては、補正予算で計上いたしました測量設計業務委託料について、国の災害査定を受けるに当たり必要な執行見込額が定まったため、その差額を減額するものでございます。

十五節工事請負費三百八十万円の減額につきましては、同じく補正で計上しました災害復旧工事費の査定額が確定したことにより一千三百八十万円を

減額するとともに、国庫補助に採択されなかった道路維持工事費一千万円を追加計上するものでございます。

以上が歳出の主なものでございます。

次に、歳入について説明申し上げます。

九ページに戻っていただきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入を御覧ください。

十二款分担金及び負担金で七百八万八千円を追加、十四款国庫支出金で七千二百三万二千円を減額し、十五款県支出金で一千四百八十八万八千円、十七款繰入金で三百九万一千円、十八款繰越金で七億五千九百八十一万九千円、二十款市債で七千五百九十万円を追加し、二十一款寄附金三千二百三十五万九千円を新たに計上いたしまして、歳入歳出の均衡を図った次第でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博）トイレ休憩のため、午後二時四十五分まで休憩いたします。

午後二時三十一分休憩に入る

午後二時四十五分再開

○議長（益田吉博）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（益田吉博）日程第九、議第十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第十九号、平成二十三年五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（益田古博） 提案理由の説明を求めます。森本健康福祉部長。

〔健康福祉部長 森本敏弘登壇〕

○健康福祉部長（森本敏弘） ただいま上程いただきました議第十九号、平成二十三年五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の平成二十三年五條市国民健康保険特別会計補正予算書（第一号）を御覧いただきたいと存じます。
まず、一ページにつきまして御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ三千二十九万一千円の追加でございます。歳入歳出の予算総額を四十四億八千四百二十九万一千円とするものでございます。

次に、歳出につきまして御説明を申し上げます。

五ページを御覧いただきたいと存じます。

一款総務費、一項総務管理費、二目連合会負担金、十九節負担金補助及び交付金百六万九千円につきましては、レセプトの電子化により、従来のレセプト審査支払システムが全国統一の国保総合システムへ移行するに当たって、東日本震災などの影響により、稼動時期が遅れたため、システムの併行稼動や修正などの追加経費が発生いたしました。

その追加経費に係る五條市の負担分を予算計上し、奈良県国保連合会に支出するものであります。

次に、三款後期高齢者支援金等、一項後期高齢者支援金、一目後期高齢者支援金、十九節負担金補助及び交付金九十二万円につきましては、若年世代から後期高齢者医療制度へ支援する金額が、当初の概算額から確定額に変更となったため、その不足額を追加し、社会保険診療報酬支払基金に支出するものであります。

次に、十款諸支出金、一項償還金及び還付加算金、一目一般被保険者保険税還付金、二十三節償還金利子及び割引料百五十万円につきましては、所得更正や被保険者の異動等により減額となった納付済みの保険税につきまして、納税者に返還する保険税還付金を追加するものであります。

次に、五目国庫負担金返還金、二十三節償還金利子及び割引料二千六百八十万二千円につきましては、平成二十二年度療養給付費負担金などの国庫負担金が精算により確定したことにより、国に対し超過分を返還するものであります。

次に、歳入につきまして御説明を申し上げます。

ページを戻っていただきまして、二ページの上欄を御覧いただきたいと存じます。

十款繰越金、一項繰越金三千二十九万一千円を追加いたしましたして、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博）次に日程第二十、議第二十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第二十号、平成二十三年五條市簡易水道特別会計補正予算（第三号）議定について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。辻本上下水道部長。

〔上下水道部長 辻本衡司登壇〕

○上下水道部長（辻本衡司）よろしく願います。
ただいま上程いただきました議第二十号、平成二十三年五條市簡易水道特別会計補正予算（第三号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の補正予算書一ページをお開き願います。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ百八万五千円の追加でございます。歳入歳出予算の総額はそれぞれ五億三百四万円となります。
内容につきましては、最後のページでございます六ページ、三の歳出表を御覧いただきたいと存じます。

一款総務費、一項総務管理費の一目業務費補正額百八万五千円は職員人事異動に伴います給料、職員手当、共済費の更正を行うものでございます。
また、財源につきましては、同ページ上段の二、歳入四款、一項繰越金で同時に百八万五千円の計上を行いついて、歳入歳出の均衡を図った次第でございます。

次に、三ページにございます第二表の繰越明許費でありますが、一款、一項総務管理費の簡易水道施設災害復旧事業六千二百九十六万八千円は大塔町宇井地区におきまして、現在応急仮設復旧を行いました浄水施設により、飲料水を供給しておりますが、今後の本復旧に向けての工事費等を繰り越すものであり、また殿野地区施設におきましても、工事期間を要するため平成二十四年度への繰越しを行うものであります。なお、これに伴いまして、四ページにございます第三表地方債の補正で、簡易水道施設災害復旧事業起債の限度額を三千八百八十万円から六千四百七十万円に変更するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博） 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博） 次に日程第二十一、議第二十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬） 議第二十一号、平成二十三年度五條市下水道事業特別会計補正予算（第二号）議定について。

○議長（益田吉博） 提案理由の説明を求めます。辻本上下水道部長。

〔上下水道部長 辻本衡司登壇〕

○上下水道部長（辻本衡司）ただいま上程いただきました議第二十一号、平成二十三年五條市下水道事業特別会計補正予算（第二号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の補正予算書一ページを御覧いただきたいと存じます。

今回は、翌年度に繰り越して使用する繰越明許費についてでございます。

次の二ページ、第一表、一款、一項下水道費で国庫補助による流域関連公共下水道事業のうち、五千八百九十万円を繰り越すものであります。

事業箇所につきましては、新町二丁目国道二四号整備工事に関連いたしました下水道整備のほか、三箇所での工事費とこれに伴う水道、ガス移設補償費であり、これらの事業費の合計五千八百九十万円を繰り越すものでございます。

また、財源内訳は、社会資本整備総合交付金及び事業債、残り一般財源であります。

なお、工事の進捗につきましては、平成二十三年度内の完成に努めておりますが、現地の関連する事業との調整や周辺地域交通事情等を踏まえまして工事期間を確保し、しゅん工は平成二十四年八月末を予定しており、それまでの早期完了を目指すものであります。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に日程第二十二、議第二十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第二十二号、平成二十三年度五條市介護保険特別会計補正予算（第二号）議定について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。森本健康福祉部長。

〔健康福祉部長 森本敏弘登壇〕

○健康福祉部長（森本敏弘）ただいま上程いただきました議第二十二号、平成二十三年度五條市介護保険特別会計補正予算（第二号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十三年度五條市介護保険特別会計補正予算書（第二号）を御覧いただきたいと存じます。まず、一ページについて御説明申し上げます。

今回の補正予算額は歳入歳出それぞれ八百九十万二千円の追加でございます。歳入歳出の予算総額をそれぞれ三十三億五千九百七十六万三千円とするものでございます。

それでは五ページの歳出から御説明を申し上げます。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費八百十二万円につきましては、介護保険法改正に伴うシステム改修費であります。

次に、三款地域支援事業費、二項包括的支援事業・任意事業費、一目介護予防ケアマネジメント事業費七十八万二千円につきましては、人事異動等による共済費の追加でございます。

次に、本ページ上段の歳入について、御説明を申し上げます。

三款国庫支出金、二項国庫補助金、二目介護保険事業費補助金二百八十一万九千円及び七款繰入金、一項他会計繰入金、一目一般会計繰入金六百八万三千円を追加いたしまして、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

なお、三ページ第二表の繰越明許費におきまして、介護保険制度改正システム改修費八百十二万円を繰り越し、平成二十四年七月本算定までに改修したいと考えております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博）次に日程第二十三、議第二十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第二十三号、平成二十三年五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第二号）議定について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。森本健康福祉部長。

〔健康福祉部長 森本敏弘登壇〕

○健康福祉部長（森本敏弘）ただいま上程いただきました議第二十三号、平成二十三年五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第二号）議定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

別冊の平成二十三年五條市後期高齢者医療特別会計補正予算書（第二号）を御覧いただきたいと存じます。
一ページにつきまして、御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ百六十七万六千円の追加でございます。歳入歳出の予算総額を三億九千九百七万六千円とするものでございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

四ページの下欄を御覧いただきたいと存じます。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費、二節給料六十四万九千円、三節職員手当等六十七万五千円、四節共済費三十五万二千円につきましては、異動等による職員の人件費を追加するものであります。

次に、歳入につきまして御説明を申し上げます。

同ページの上欄を御覧いただきたいと存じます。

四款繰越金、一項繰越金、一目繰越金、一節前年度繰越金百六十七万六千円を追加いたしました。歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に日程第二十四、議第二十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第二十四号、平成二十三年度五條市水道事業会計補正予算（第二号）議定について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。辻本上下水道部長。

〔上下水道部長 辻本衡司登壇〕

○上下水道部長（辻本衡司）ただいま上程いただきました議第二十四号、平成二十三年度五條市水道事業会計補正予算（第二号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の補正予算書の一ページを御覧願います。

今回の補正は、まず第二条収益的収入及び支出におきまして、支出の部、第一款水道事業費用のうち第二項営業外費用六十七万八千円を減額補正するもので、既決予定総額七億二千五百九万四千円に対しまして、補正後の予定額は七億二千四百四十一万六千円となります。

また、第三条の資本的収入及び支出におきまして、下段にございます、支出の部、第一款資本的支出、第二項企業債償還金十八万七千円の補正を行

い、既決予定額総額四億四千五百二十万円に対し、補正後の総額を四億四千五百二十万七千円とするものであります。

補正内容につきましては、次の二ページを御覧いただきたいと存じます。

まず収益的収入及び支出、支出の部、一款水道事業費用、二項営業外費用、一目支払利息及び企業債取扱諸費減額補正六十七万八千円は平成二十三年度で行いました、企業債繰上償還に係る借換え債の起債時に発生する利息率が、当初予算策定時より低い率での借換えができたことにより、支払利息負担予定額を減額更正するものであります。

また、下段の資本的収入及び支出では、一款資本的支出、二項企業債償還金、一目企業債償還金十八万七千円の増額は相対的に返済額中の償還金元金部分で増えたことにより、既決予算の項目枠を超えるため増額補正行うものであります。

なお、次のページ、三ページの水道事業会計資金計画表中の補正予定額に列記しておりますこれら支出を差引き、補正予定額は四十九万一千円の減額でございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博）次に日程第二十五、議第二十五号から議第三十四号までの十議案を一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第二十五号 平成二十四年度五條市一般会計予算議定について。

議第二十六号 平成二十四年度五條市国民健康保険特別会計予算議定について。

議第二十七号 平成二十四年度五條市簡易水道特別会計予算議定について。

議第二十八号 平成二十四年度五條市下水道事業特別会計予算議定について。

議第二十九号 平成二十四年度五條市墓地事業特別会計予算議定について。

議第三十号 平成二十四年度五條市介護保険特別会計予算議定について。

議第三十一号 平成二十四年度五條市大塔診療所特別会計予算議定について。

議第三十二号 平成二十四年度五條市農業集落排水事業特別会計予算議定について。

議第三十三号 平成二十四年度五條市後期高齢者医療特別会計予算議定について。

議第三十四号 平成二十四年度五條市水道事業会計予算議定について。

（「十番」の声あり）

○議長（益田吉博） 十番議会運営委員会山田澄雄委員長。

○十番（山田澄雄） ただいま上程いただきました議第二十五号から議第三十四号までの十議案につきましては、去る五日の開会日において市長から提出議案の概要説明を受けておりますので、提案理由の説明は結構かと思いますが、各議案はいずれも平成二十四年度の五條市における各会計予算案でありますので、慎重審議を期するため、先例により予算審査特別委員会を設置していただきたいと思っております。

なお、委員の数は七人とし、委員の選任につきましては、議長に一任したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（益田吉博） お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長から御提案がありましたように、本案は慎重審議を期するため、委員の定数を七人とする予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博） 御異議なしと認めます。よって本案は委員の定数を七人とする予算審査特別委員会を設置して、これに付託することに決しました。

なお、委員の選任につきましては、あらかじめ御協議をいただいておりますので、議長から指名いたします。

二番山口耕司議員、三番吉田雅範議員、六番川村家廣議員、七番藤富美恵子議員、八番池上輝雄議員、十番山田澄雄議員、十二番花谷昭典議員、以上七人の方にお願いたします。

なお、正副委員長の選出並びに審査の日程等について御協議いただきたいと思っておりますので、各位には本日散会后、直ちに議長室に御参集願います。

○議長（益田吉博） 次に日程第二十六、議第九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬） 議第九号、五條市乳幼児医療費助成条例の一部改正について。

○議長（益田吉博） 提案理由の説明を求めます。森本健康福祉部長。

〔健康福祉部長 森本敏弘登壇〕

○健康福祉部長（森本敏弘） ただいま上程いただきました議第九号、五條市乳幼児医療費助成条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の三十一ページを御覧いただきたいと存じます。

改正理由につきましては、少子化及び子育て支援対策を拡充するためのものであります。

改正内容につきましては、従来は奈良県乳幼児医療費補助金交付要綱に基づき、県と同様の基準で、小学校就学前までの乳幼児の入院及び通院の医療費を助成してまいりましたが、子育て世帯の負担を軽減するとともに、将来を担う子供たちが必要な医療を安心して受けることができるよう対象を、小学校卒業までの入院医療費に拡大するとともに、所得制限を撤廃し対象枠の拡大を図るものであります。

議案書の三十二ページを御覧いただきたいと存じます。

改正箇所につきましては、題名を「乳幼児」から「五條市子ども医療費助成条例」に改めるものであります。

次に、第一条につきましては、「乳幼児」を「乳幼児及び小児」に、「当該乳幼児」を「当該子ども」に、「もって乳幼児」を「もって子ども」に改めるものであります。

また、第一条の二の次に、「小児とは、乳幼児以外の者であって十二歳に達する日以降の最初の三月三十一日までの間にある者をいう。」を加え、小学生を対象に含めることを定めたものであります。

次に、第二条第一項につきましては、「乳幼児」を「子ども」に改めるとともに、同条第二項及び第三項を削除し、所得制限の撤廃を図ったものであります。

次に、第三条につきましては、「乳幼児」を「子ども」に改めて対象年齢を拡大するとともに、「小児に係る入院以外の給付等を除く子ども医療費」を助成対象とすることを定めたものであります。

次に、第四条第一項につきましては、医療証明書の交付「対象者」を「乳幼児に係る医療費の助成を受けようとする対象者」に改めるものであります。

同条第二項につきましては、「医療機関等」を「病院若しくは診療所又は薬局等」に改めるものであります。

次に、第七条の二につきましては、「受給資格登録」を「受給者資格登録」に言い改めるものであります。続きまして、附則第一項につきましては、施行期日を規定したものであります。

附則第二項につきましては、経過措置を規定したものであります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は予算審査特別委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博）次に日程第二十七、議第十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第十一号、五條市介護保険条例の一部改正について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。森本健康福祉部長。

〔健康福祉部長 森本敏弘登壇〕

○健康福祉部長（森本敏弘）ただいま上程されました議第十一号、五條市介護保険条例の一部改正につきまして提案理由の説明を申し上げます。

介護保険法第一百七十七条では、三年ごとに介護保険事業計画を策定し健全な介護保険制度の推進を図ることになっており、この計画に基づく保険給付に対応した財政の均衡を保つため、介護保険料を定めることが必要不可欠であります。

また、介護保険料の額につきましては、介護保険法第二百二十九条第二項「第一号被保険者に対し政令で定める基準に従い、条例に定めるところにより算定された保険料額によって課する」と定められております。

五條市では、本計画を策定するに当たり、公益代表や自治連合会・五條市医師会等各関係機関団体より二十一名の方を介護保険事業計画策定委員に委嘱させていただきまして、協議検討を進めてまいりました。

それでは、具体的に改正内容を御説明申し上げます。

議案書の三十六ページから三十八ページを御覧いただきたいと存じます。

第三条中、保険料率の年度を第五期事業計画期間に合わせ、「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」と改めます。

同じく第三条の介護保険料額を次のとおり改正いたします。

第一号の「二万六千四百円」を「三万六百元」に、第二号の「三万一千六百八十円」を「三万六千七百二十円」に、第三号の「三万九千六百円」を「四万五千九百円」に、第四号の「五万二千八百円」を「六万一千二百円」に、第五号の「六万六千円」を「七万六千五百円」に改め、第六号については「七万九千二百円」を「九万一千八百円」と「十万七千円」及び「十二万二千四百円」の三段階に多段階化し、それぞれ改めます。

附則第一条、この条例は平成二十四年四月一日より施行予定であります。

第二条、この条例は平成二十四年度より適用し、平成二十三年以前年度の年度分保険料については、なお、従前の例によります。

第三条及び第四条は保険料率の特例でございまして、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令が公布されたことを受け、保険料段階の第三段階と第四段階に特例を設けます。

介護保険法施行令附則第十四条第一項及び第二項に規定する第一号被保険者、五條市の介護保険料の所得階層第三段階「世帯全員が市町村民税非課税で、第二段階に該当しない」のうち「公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が百二十万円以下」である第一号被保険者の方は、基準額四万五千九百円であります。特例措置として四万二千八百四十円を適用いたします。

また、介護保険法施行令附則第十五条第一項及び第二項に規定する第一号被保険者、五條市の介護保険料の所得階層第四段階「世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は非課税である方」のうち、「公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が八十万円以下」である第一号被保険者の方は、基準額六万一千二百円ありますが、特例措置として、五万五千八十円を適用いたします。

以上で五條市介護保険条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は予算審査特別委員会に付託いたします。

○議長（益田古博）次に日程第二十八、選第一号、南和広域医療組合の議会の議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推選の方法により行いたいと思いますが、御異議ございませんか。（「七番」の声あり）七番藤富議員。

○七番（藤富美恵子）南和広域医療組合の議会の議員の選挙につきましては、投票でお願いいたします。

○議長（益田古博）御異議があるようですので、南和広域医療組合の議会の議員の選挙は投票により行います。
議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（益田古博）ただいまの出席議員数は十三名であります。（「十番」の声あり）十番山田澄雄議員。

○十番（山田澄雄）意見調整のための休憩ということで、時間をとっていただけませんか。

○議長（益田古博）暫時休憩いたします。

午後二時二十一分休憩に入る

午後三時三十八分再開

○議長（益田古博）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（益田古博）これより、南和広域医療組合の議会の議員の選挙を行います。選挙について、指名推薦の方法に御異議があるようですので、南和広域医療組合の議会の議員の選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（益田古博）ただいまの出席議員数は十三名であります。
投票用紙を配布させます。

〔投票用紙配布〕

○議長（益田吉博）投票用紙の配布漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）配布漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。

〔事務局係長投票箱点検〕

○議長（益田吉博）異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。
事務局長に氏名を点呼させます。

〔事務局長氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長（益田吉博）投票漏れはございませんか。――。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（益田吉博）開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に峯林宏政議員及び池上輝雄議員を指名いたします。

よって両議員の立会いをお願いいたします。

投票箱を開き、投票の点検をさせます。

〔事務局係長投票を点検〕

○議長（益田吉博）選挙の結果を報告いたします。

投票総数 十三票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 十三票

無効投票 ゼロ票

有効投票中

山口耕司議員 七票

福塚 実議員 六票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は四票であります。よって山口耕司議員が南和広域医療組合の議会の議員に当選されました。

ただいま当選されました山口耕司議員が議場におられますので、本席から会議規則第三十二条第二項の規定により、告知いたします。当選されました山口耕司議員から当選承諾並びに就任の御挨拶をいただくことにいたします。二番山口耕司議員。

〔二番 山口耕司登壇〕

○二番（山口耕司） このたび南和広域医療組合への選出議員ということで、皆様に推薦していただきまして、誠にありがとうございます。誠にありがとうございます。五條市民のために、また、しっかり医療の発展のために尽くしてまいりたいと思いますので、何とぞ御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。（拍手）

○議長（益田吉博） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日十日から二十二日まで休会とし、次回二十三日午前十時に再開して、議案審議を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

午後三時五十分散会

